

第2章 安全・安心で快適な生活環境の保全

第1節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策

(1) 大気環境監視体制

佐賀県では、大気汚染状況を把握するため、県内の各地に配置した大気環境常時監視測定局で24時間連続の測定を行い、大気環境を監視しています。

令和3年度は、一般環境大気測定局（一般局）16局、自動車排出ガス測定局（自排局）2局で、環境基準が定められている二酸化窒素、微小粒子状物質(PM_{2.5})等を自動測定機により測定し24時間連続で監視を行っています。各測定局の配置及び測定項目は、図2-2-1及び表2-2-1のとおりです。測定した速報値については、「佐賀県の大気環境（リアルタイム表示システム）」により情報提供をしています。

また、自動測定機により測定できない有害大気汚染物質については、環境基準が定められている4物質と健康リスクが高い優先取組物質18物質を、毎月、県内2地点で試料採取して分析を行っています。各調査地点の調査項目は表2-2-2のとおりです。

さらに、微小粒子状物質については、発生源調査等の基礎資料を得るため、自動測定機による濃度測定と別に、年4回（各季2週間）、県内1地点（佐賀局）で試料採取を行い、微小粒子状物質に含まれるイオン成分、無機元素成分、炭素成分及び質量濃度の分析を行いました。調査項目は表2-2-3のとおりです。

図2-2-1 大気環境常時監視測定局配置図

資料：環境センター



佐賀県の大気環境（リアルタイム表示システム）

<http://www.saga-taiki.jp/pc/index.php>

表 2-2-1 大気環境常時監視測定局（令和 3 年度）

資料：環境センター

分類	番号	測定局名	所在地	測定項目						
				SO ₂	CO	SPM	NO ₂	Ox	PM _{2.5}	NMHC
一般局	1	佐賀	佐賀市高木町 15-30	○		○	○	○	○	○
	2	神埼	神埼市神埼町枝ヶ里 349	○		○	○		○	
	3	三瀬	佐賀市三瀬村三瀬 2970	○		○	○	○	○	
	4	多久	多久市北多久町大字小侍 48-1	○		○	○	○	○	
	5	鳥栖	鳥栖市宿町 721-35	○		○	○	○	○	
	6	基山	基山町大字宮浦 1037-1	○		○	○	○		
	7	唐津	唐津市二タ子 1-7-83	○		○	○	○	○	
	8	竹木場	唐津市竹木場 5576-17	○		○				
	9	肥前	唐津市肥前町大字入野音ノ元甲 1684					○	○	
	10	大坪	伊万里市大坪町甲 2863-1	○		○	○	○	○	
	11	山代	伊万里市山代町久原 1637-4	○		○	○			
	12	西有田	有田町下山谷字左後乙 3563					○		
	13	武雄	武雄市武雄町大字昭和 27-6	○		○	○	○	○	
	14	白石	杵島郡白石町大字福田 2371	○		○	○		○	
	15	鹿島	鹿島市大字納富分 2744-1	○		○	○	○	○	
	16	嬉野	嬉野町大字下宿宇野畑乙 1408	○		○	○	○	○	
自排局	17	兵庫	佐賀市兵庫町大字西淵 1960-4		○	○	○			
	18	曾根崎	鳥栖市曾根崎町 1498-3		○	○	○			

（注）測定項目の名称は、それぞれ次のとおりの略号で表記しています。

SO₂：二酸化いおう、CO：一酸化炭素、SPM：浮遊粒子状物質、NO₂：二酸化窒素、
Ox：光化学オキシダント、PM_{2.5}：微小粒子状物質、NMHC：非メタン炭化水素

一般環境大気測定局 大気汚染防止法第 22 条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局。

自動車排出ガス測定局 大気汚染防止法第 20 条及び第 22 条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

有害大気汚染物質 低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質。

二酸化いおう (SO₂) 石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄 (S) が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。

一酸化炭素 (CO) 有機物が不完全燃焼をすると発生するガスで、自動車排ガス中などに含まれる。吸い込むと血液中のヘモグロビンと強く結びついて酸素供給を妨げ、頭痛やめまいなどの症状が表れる。

浮遊粒子状物質 (SPM) 浮遊粉じんのうち、10μm 以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガスなどから発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

二酸化窒素 (NO₂) 二酸化窒素は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

光化学オキシダント (Ox) 大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

非メタン炭化水素 (NMHC) 炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物のうち、メタン以外の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与する非メタン炭化水素が用いられる。

表 2-2-2 有害大気汚染物質調査地点及び調査項目

資料：環境センター

調査地点	調 査 項 目
佐賀市 (佐賀局)	アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、クロロホルム、酸化エチレン、1,2-ジクロロエタン、 ジクロロメタン* 、水銀及びその化合物、 テトラクロロエチレン* 、 トリクロロエチレン* 、トルエン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、ベリリウム及びその化合物、 ベンゼン* 、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物
伊万里市 (大坪局)	

(注1) ※印は環境基準が定められている物質です。

(注2) クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、クロム及びその化合物の全量として測定しています。

表 2-2-3 微小粒子状物質成分分析調査項目

資料：環境センター

調査地点	測定区分	調 査 項 目
佐賀市 (佐賀局)	イオン成分	塩化物イオン、硝酸イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、アンモニウムイオン、カリウムイオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン
	無機元素成分	ナトリウム、マグネシウム、アルミニウム、カリウム、カルシウム、スカンジウム、チタン、バナジウム、クロム、マンガン、鉄、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ヒ素、セレン、ルビジウム、モリブデン、カドミウム、アンチモン、セシウム、バリウム、ランタン、セリウム、サマリウム、ハフニウム、タンタル、タングステン、鉛、トリウム、ベリリウム
	炭素成分	有機炭素、元素状炭素
	質量濃度	重量

(2) 大気環境監視結果

① 大気環境常時測定局における測定結果

令和3年度の常時測定における環境基準等達成状況は表2-2-4のとおりです。

長期的評価では、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質において、全ての測定局で環境基準を達成しました。

短期的評価では、二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を超過しました。

なお、光化学オキシダント等に係る注意報の発令及び微小粒子状物質に係る注意喚起の実施はありませんでした。

表 2-2-4 大気環境基準等達成状況

資料：環境センター

物質名		二酸化いおう			一酸化炭素		
		長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価	
			1日平均値	1時間値		1日平均値	8時間平均値
一般局	測定局数	14			/		
	有効測定局数	14					
	達成局数	14	14	14			
	未達成局数	0	0	0			
	未達成の内容 (基準超過日数 又は時間数)	0	0	0			
自排局	測定局数	/			2		
	有効測定局数				2		
	達成局数				2	2	2
	未達成局数				0	0	0
	未達成の内容 (基準超過日数 又は時間数)				0	0	0

物質名		浮遊粒子状物質		二酸化窒素	オキシダント	
評価方法		長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価
			1日平均値	1時間値		1時間値
一般局	測定局数	14		13	12	
	有効測定局数	14			13	
	達成局数	14	14	14	13	0
	未達成局数	0	0	0	0	12
	未達成の内容 (基準超過日数 又は時間数)	0	0	0	0	311~574
自排局	測定局数	2		2		
	有効測定局数	2			2	
	達成局数	2	2	2	2	
	未達成局数	0	0	0	0	
	未達成の内容 (基準超過日数 又は時間数)	0	0	0	0	

物質名		微小粒子状物質		非メタン炭化水素
評価方法		長期的評価		指針値
		長期基準	短期基準	
		年平均値	1日平均値	3時間平均値
一般局	測定局数	12		1
	有効測定局数	12		
	達成局数	12	12	1
	未達成局数	0	0	0
	未達成の内容 (基準超過日数 又は時間数)		0	0
自排局	測定局数			
	有効測定局数			
	達成局数			
	未達成局数			
	未達成の内容 (基準超過日数 又は時間数)			

- * 長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察し評価したもの
- * 短期的評価とは、個々の日についての1時間値、1時間値の1日平均値、又は8時間平均値が、環境基準を達成しているかどうかで評価したもの
- * 長期的評価における有効測定局とは、年間測定時間が6,000時間以上の測定局のこと

ア) 二酸化いおう (SO₂)

測定結果は表 2-2-5 のとおりであり、長期的評価については、有効測定局である一般局 14 局の全てで環境基準を達成しました。

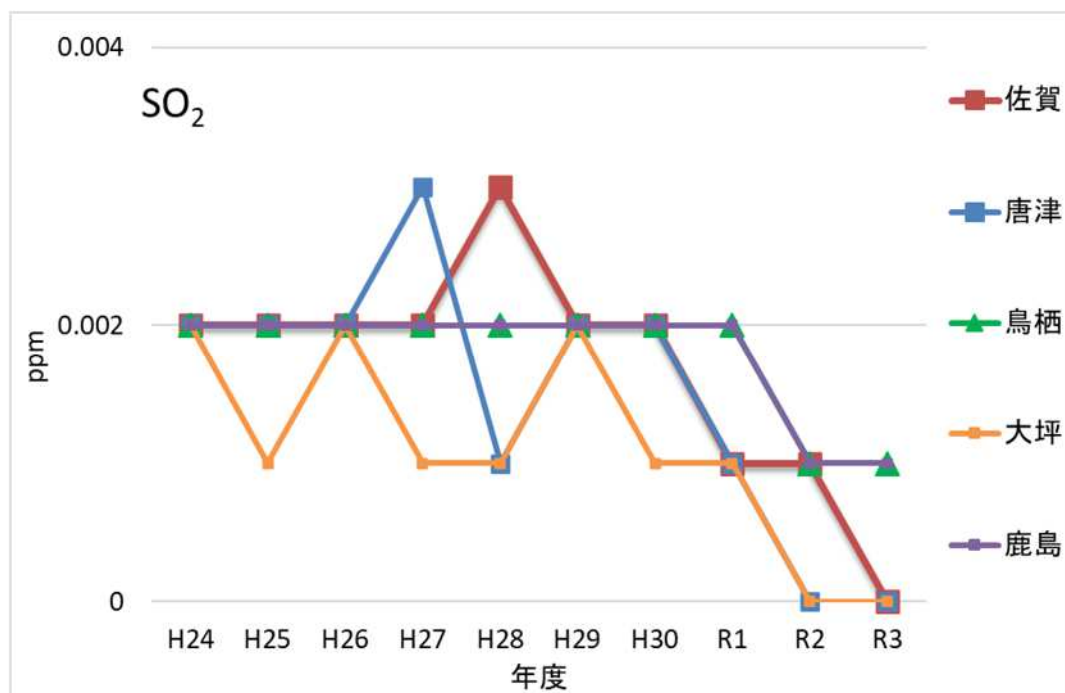
また、年平均値の主な監視局の経年変化は、図 2-2-2 のとおりで減少傾向あるいは横ばいで推移しています。

表 2-2-5 二酸化いおうの測定結果（令和 3 年度）

市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	短期的評価		長期的評価		
						1時間値が 0.1ppm を超えた時間数	日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
佐賀市	佐賀	361	8628	0	0.020	0	0	0.002	無	0
	三瀬	359	8597	0	0.013	0	0	0.001	無	0
唐津市	唐津	361	8624	0	0.016	0	0	0.002	無	0
	竹木場	363	8667	0	0.013	0	0	0.002	無	0
鳥栖市	鳥栖	362	8637	0.001	0.020	0	0	0.003	無	0
多久市	多久	361	8620	0.001	0.021	0	0	0.002	無	0
伊万里市	大坪	353	8451	0	0.018	0	0	0.001	無	0
	山代	361	8624	0	0.020	0	0	0.001	無	0
武雄市	武雄	361	8634	0	0.022	0	0	0.001	無	0
鹿島市	鹿島	354	8495	0.001	0.020	0	0	0.003	無	0
嬉野市	嬉野	363	8673	0	0.046	0	0	0.001	無	0
神崎市	神崎	362	8638	0.001	0.021	0	0	0.003	無	0
基山町	基山	363	8667	0	0.027	0	0	0.002	無	0
白石町	白石	362	8637	0.001	0.027	0	0	0.002	無	0

図 2-2-2 主な監視局の二酸化いおうの経年変化

資料：環境センター



イ) 一酸化炭素 (CO)

長期的評価及び短期的評価について、有効測定局である自排局2局でどちらも環境基準を達成しました。

また、年平均値の経年変化は、図2-2-3のとおりで、どちらも減少傾向にあります。

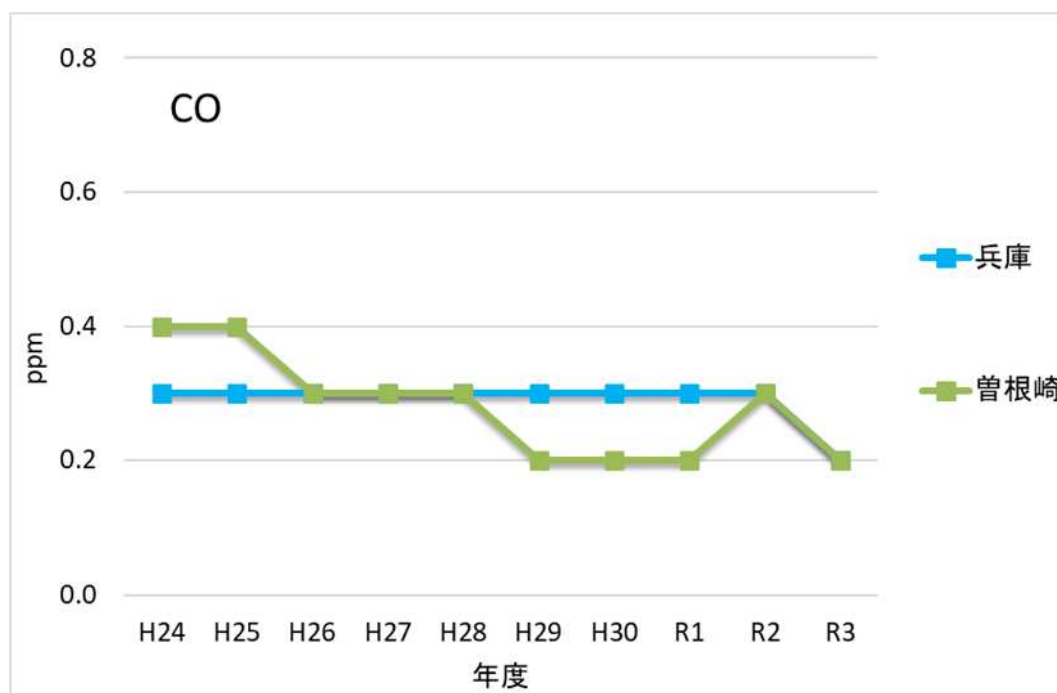
表 2-2-6 一酸化炭素の測定結果 (令和3年度)

資料：環境センター

市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	短期的評価		長期的評価		
						8時間値が20ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた日数	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
佐賀市	兵庫	365	8674	0.2	1.0	0	0	0.4	無	0
鳥栖市	曾根崎	364	8674	0.2	0.9	0	0	0.4	無	0

図 2-2-3 自排局の一酸化炭素の経年変化

資料：環境センター



ウ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

長期的評価については、有効測定局である一般局 14 局と自排局 2 局の全てで環境基準を達成しました。短期的評価については、一般局 14 局と自排局 2 局の全てで環境基準を達成しました。

また、年平均値の主な監視局の経年変化は、図 2-2-4 のとおりで減少傾向にあります。

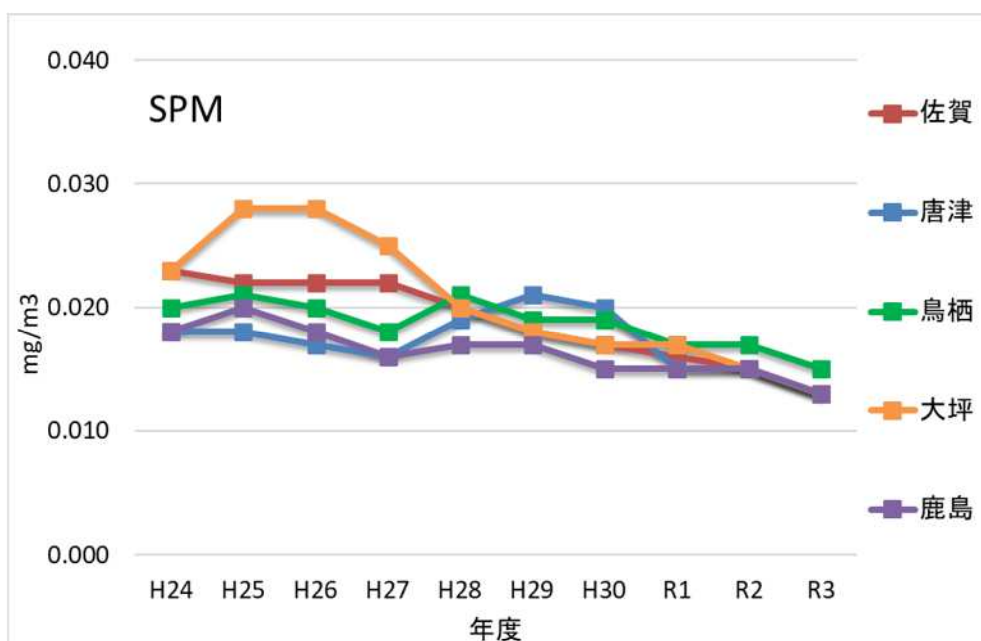
表 2-2-7 浮遊粒子状物質の測定結果 (令和 3 年度)

資料：環境センター

市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値 (mg/m ³)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	短期的評価		長期的評価		
						1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数
佐賀市	佐賀	362	8705	0.013	0.075	0	0	0.026	無	0
	三瀬	358	8633	0.011	0.065	0	0	0.024	無	0
	兵庫	362	8692	0.016	0.064	0	0	0.029	無	0
唐津市	唐津	362	8706	0.013	0.075	0	0	0.027	無	0
	竹木場	363	8688	0.014	0.084	0	0	0.033	無	0
鳥栖市	鳥栖	363	8708	0.015	0.093	0	0	0.032	無	0
	曾根崎	355	8549	0.015	0.092	0	0	0.033	無	0
多久市	多久	362	8702	0.012	0.068	0	0	0.026	無	0
伊万里市	大坪	355	8527	0.013	0.108	0	0	0.028	無	0
	山代	362	8694	0.014	0.077	0	0	0.028	無	0
武雄市	武雄	363	8700	0.014	0.067	0	0	0.027	無	0
鹿島市	鹿島	361	8694	0.013	0.069	0	0	0.027	無	0
嬉野市	嬉野	363	8695	0.013	0.070	0	0	0.027	無	0
神埼市	神埼	363	8704	0.015	0.113	0	0	0.031	無	0
基山町	基山	363	8705	0.013	0.076	0	0	0.028	無	0
白石町	白石	362	8697	0.015	0.096	0	0	0.032	無	0

図 2-2-4 主な監視局の浮遊粒子状物質の経年変化

資料：環境センター



エ) 二酸化窒素 (NO₂)

長期的評価について、有効測定局である一般局 13 局と自排局 2 局の全てで環境基準を達成しました。

また、年平均値の主な監視局の経年変化は、図 2-2-5 のとおりでほぼ横ばいで推移しています。

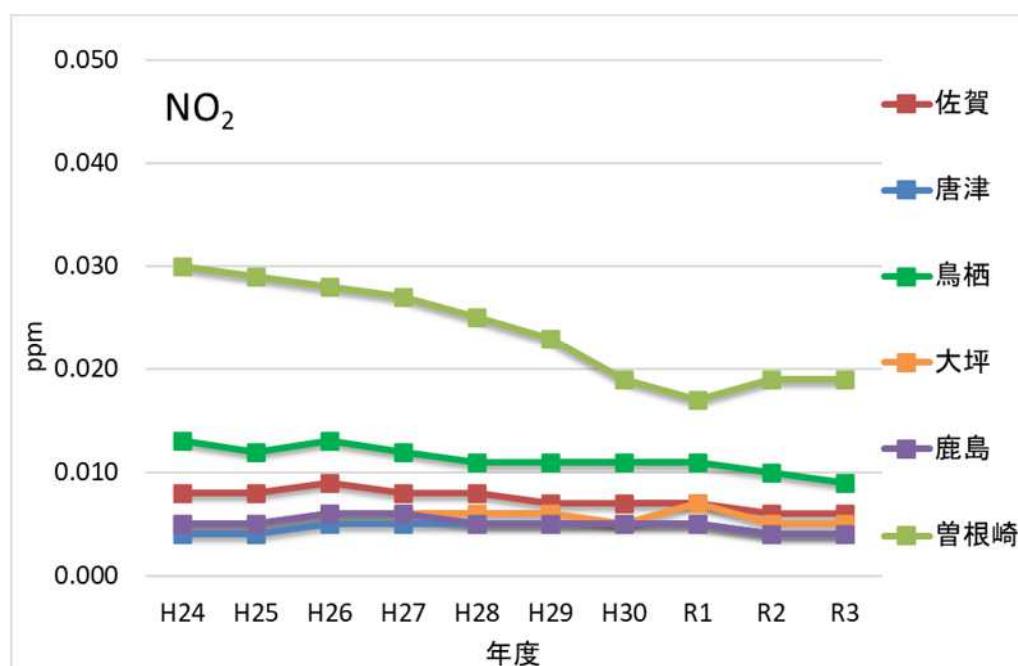
表 2-2-8 二酸化窒素の測定結果 (令和 3 年度)

資料：環境センター

市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	長期的評価	
								日平均値の 98% 値	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数
佐賀市	佐賀	362	8645	0.006	0.031	0	0	0.014	0
	三瀬	361	8635	0.002	0.014	0	0	0.005	0
	兵庫	362	8641	0.008	0.043	0	0	0.016	0
唐津市	唐津	362	8648	0.004	0.033	0	0	0.009	0
鳥栖市	鳥栖	362	8644	0.009	0.043	0	0	0.019	0
	曾根崎	362	8642	0.019	0.062	0	0	0.034	0
多久市	多久	362	8648	0.005	0.031	0	0	0.012	0
伊万里市	大坪	353	8470	0.005	0.040	0	0	0.011	0
	山代	362	8641	0.005	0.100	0	0	0.010	0
武雄市	武雄	362	8644	0.006	0.028	0	0	0.011	0
鹿島市	鹿島	361	8639	0.004	0.025	0	0	0.008	0
嬉野市	嬉野	360	8618	0.004	0.025	0	0	0.008	0
神崎市	神崎	362	8647	0.006	0.031	0	0	0.014	0
基山町	基山	360	8610	0.007	0.041	0	0	0.014	0
白石町	白石	362	8644	0.004	0.020	0	0	0.010	0

図 2-2-5 主な監視局の二酸化窒素の経年変化

資料：環境センター



オ) 光化学オキシダント (Ox)

短期的評価について、一般局 12 局の全てで環境基準を超過し、各局の環境基準超過時間は、311～574 時間でした。なお、光化学オキシダントに係る注意報の発令はありませんでした。

また、年平均値の主な監視局の経年変化は、図 2-2-6 のとおりでほぼ横ばいで推移しています。

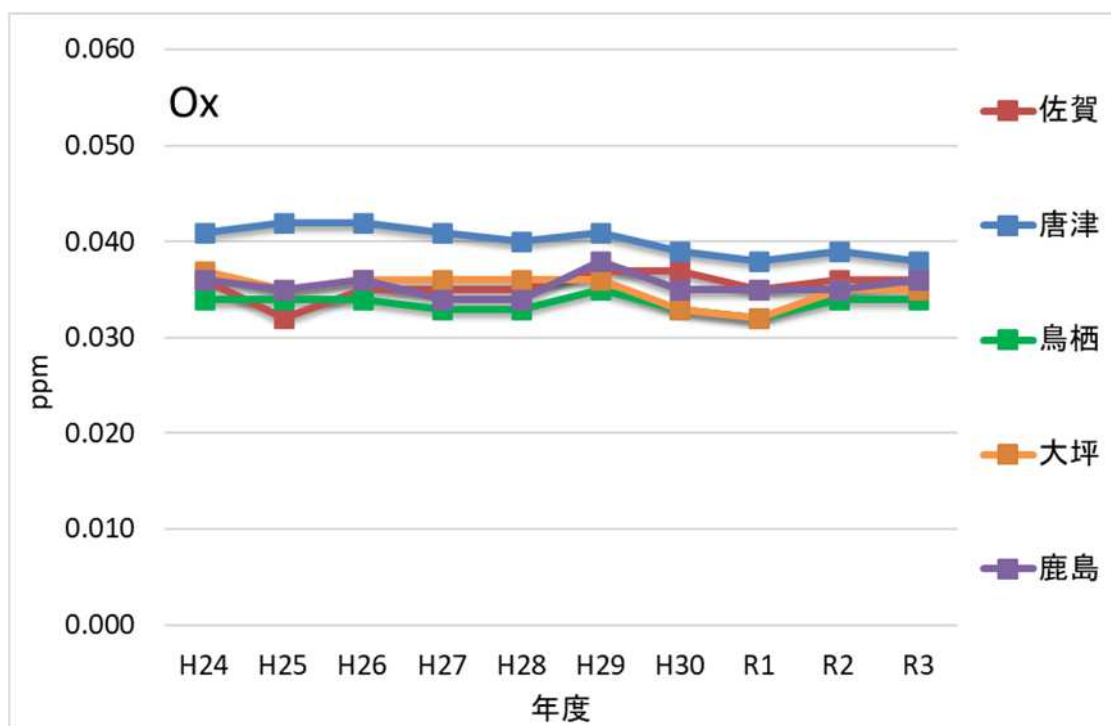
表 2-2-9 光化学オキシダントの測定結果 (令和 3 年度)

資料：環境センター

市町名	測定局名	昼間の測定日数	昼間の測定時間数	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	短期的評価			
							昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数
佐賀市	佐賀	365	5431	0.036	0.103	0.049	76	379	0	0
	三瀬	365	5436	0.034	0.105	0.048	64	312	0	0
唐津市	唐津	365	5432	0.038	0.091	0.049	64	363	0	0
	肥前	365	5432	0.043	0.095	0.052	97	574	0	0
鳥栖市	鳥栖	365	5450	0.034	0.107	0.048	71	357	0	0
多久市	多久	365	5428	0.034	0.096	0.049	71	359	0	0
伊万里市	大坪	354	5238	0.035	0.095	0.050	71	392	0	0
武雄市	武雄	365	5448	0.036	0.097	0.050	76	425	0	0
鹿島市	鹿島	365	5436	0.036	0.095	0.049	70	366	0	0
嬉野市	嬉野	365	5449	0.034	0.090	0.048	59	311	0	0
基山町	基山	365	5450	0.035	0.107	0.049	74	378	0	0
有田町	西有田	365	5446	0.038	0.093	0.050	73	420	0	0

図 2-2-6 主な監視局の光化学オキシダントの経年変化

資料：環境センター



カ) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

長期的評価について、有効測定局である一般局 12 局の全てで環境基準を達成しました。なお、微小粒子状物質に係る注意喚起はありませんでした。

また、年平均値の主な監視局の経年変化は、図 2-2-7 のとおりで減少傾向にあります。

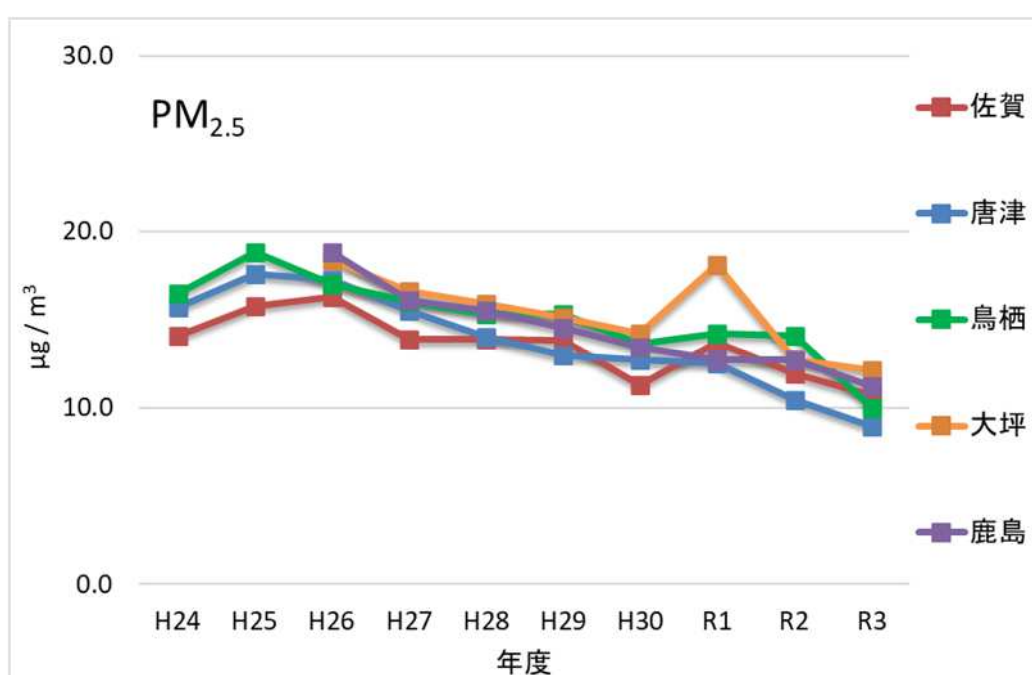
表 2-2-10 微小粒子状物質の測定結果 (令和 3 年度)

資料：環境センター

市町名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値 (μg/m ³)	長期的評価		
					日平均値が 35.0 μg/m ³ を超えた日数	日平均値の 98% 値	98% 値評価による日平均値が 35.0 μg/m ³ を超えた日数
佐賀市	佐賀	334	8012	10.7	0	22.4	0
	三瀬	362	8697	9.7	0	22.2	0
唐津市	唐津	363	8697	8.9	0	21.3	0
	肥前	329	7928	10.2	1	27.5	0
鳥栖市	鳥栖	362	8687	10.0	0	21.6	0
多久市	多久	361	8678	9.9	0	20.6	0
伊万里市	大坪	355	8524	12.1	0	24.8	0
武雄市	武雄	362	8698	10.1	0	23.3	0
鹿島市	鹿島	363	8701	11.2	0	25.4	0
嬉野市	嬉野	363	8698	10.4	0	23.5	0
神埼市	神埼	362	8676	11.6	0	24.6	0
白石町	白石	359	8625	12.5	1	26.3	0

図 2-2-7 主な監視局の微小粒子状物質の経年変化

資料：環境センター



キ) 非メタン炭化水素 (NMHC)

一般局 1 局で測定を実施し、指針値（午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC 以下）の超過はありませんでした。

また、午前 6 時～9 時における年平均値の経年変化は、図 2-2-8 のとおりで減少傾向にあります。

表 2-2-11 非メタン炭化水素の測定結果（令和 3 年度）

資料：環境センター

市町名	測定局名	測定時間	年平均値 (ppmC)	6～9時 3時間値の 測定日数	6～9時 における 年平均値	指針値	
						6～9時 3時間 平均値の 最高値	6～9時 3時間 平均値が 0.31ppmCを 超えた日数
佐賀市	佐賀	8633	0.07	363	0.08	0.27	0

図 2-2-8 佐賀局の非メタン炭化水素の経年変化

資料：環境センター

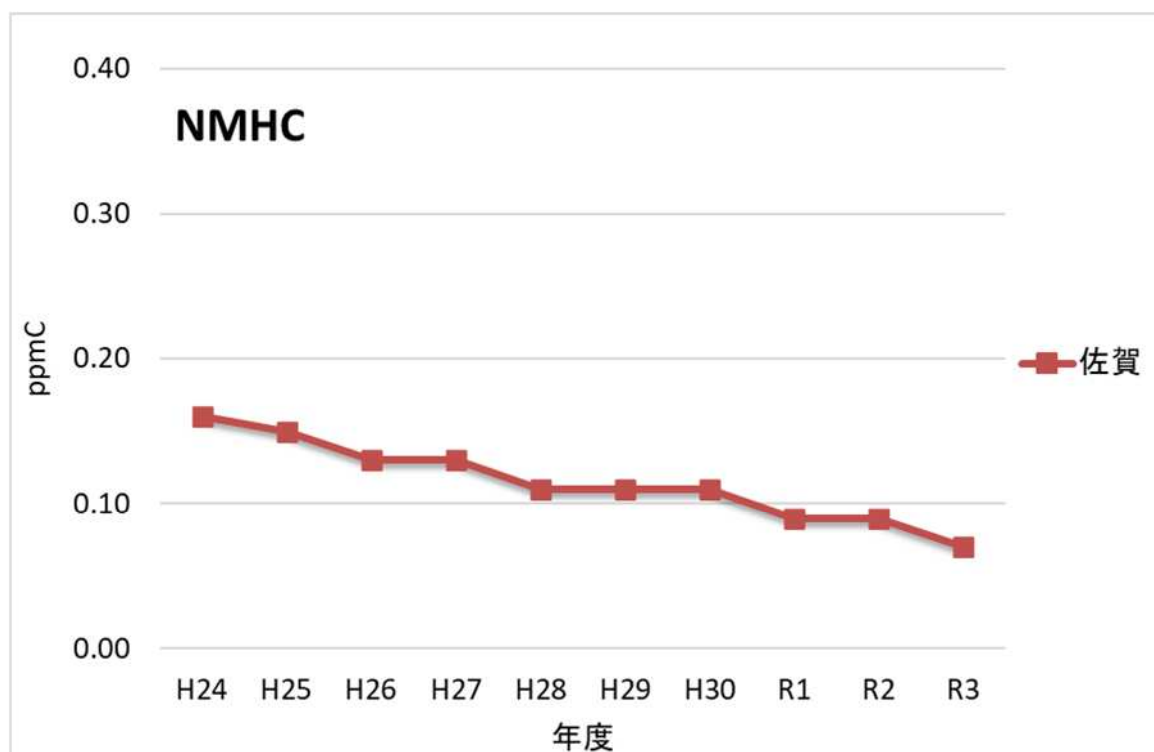


表 2-2-12 (参考) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染物質		二酸化いおう (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)
環境基準	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値 ^{注1)} が 0.04ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値 ^{注1)} が 10ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値 ^{注1)} が 0.10mg/m ³ 以下であること。
ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は非達成とする				
大気汚染物質		二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オキシダント (Ox)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境基準	短期的評価		昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 【昼間とは】5 時から 20 時まで	
	長期的評価	1 時間値の 1 日平均値の 98% 値 ^{注 2)} が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。		【長期基準】 1 年平均値が 15µg/m ³ 以下であること。 【短期基準】 1 日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。

(S48. 5. 16 告示、S48. 5. 8 告示、S53. 7. 11 告示、H21. 9. 9 告示、S48. 6. 12 環境庁大気保全局長通知、S53. 7. 17 環境庁大気保全局長通知)

注 1) 2%除外値：年間にわたる 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した後の 1 日平均値の最高値

注 2) 98%値：年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%目に相当する日平均値

表 2-2-13 (参考) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

大気汚染物質	非メタン炭化水素 (NMHC)
指針	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。 (S51. 8. 13 通知)

短期的評価 環境基準と1時間値又は1日平均値とを比較して評価。二酸化いおう、一酸化炭素、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の環境基準への適否について評価を行う際に使用する。

長期的評価 大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されることから、次の方法により評価を行う。

(ア) 二酸化窒素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で評価を行う。

(イ) 二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。

(ウ) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して、これを短期基準(1日平均値)と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

② 有害大気汚染物質

令和3年度の調査結果は、表2-2-14のとおりです。

環境基準が設定されている4物質の年平均値については、いずれも環境基準値を下回りました。これら4物質の全地点年平均値の経年変化は図2-2-9のとおりで、ベンゼン、ジクロロメタン及びトリクロロエチレンは減少傾向にありますが、テトラクロロエチレンはほぼ横ばいで推移しています。

また、指針値がある8物質の年平均値については、いずれも指針値を下回りました。

表2-2-14 有害大気汚染物質調査結果（令和3年度 年平均値） 資料：環境センター

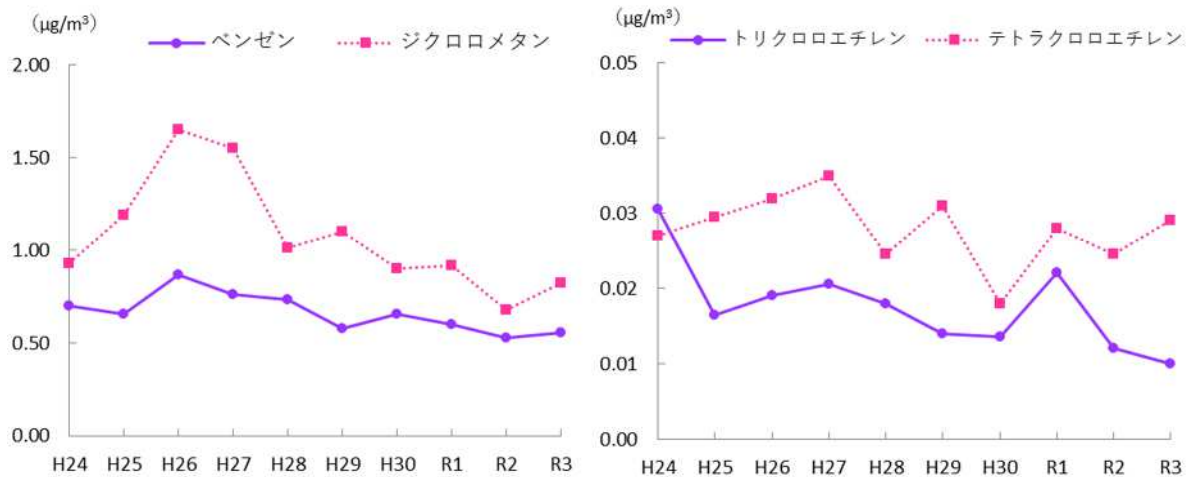
測定項目	単位	環境基準 ()は指針値	一般環境測定	
			佐賀市 (佐賀局)	伊万里市 (大坪局)
ベンゼン	μg/m ³	3	0.56	0.55
トリクロロエチレン	μg/m ³	130	0.012	0.008
テトラクロロエチレン	μg/m ³	200	0.031	0.027
ジクロロメタン	μg/m ³	150	1.0	0.65
アクリロニトリル	μg/m ³	(2)	0.017	0.017
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	(10)	0.015	0.016
塩化メチル	μg/m ³	(94)	1.3	1.3
クロロホルム	μg/m ³	(18)	0.16	0.12
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	(1.6)	0.14	0.14
トルエン	μg/m ³	—	2.6	1.5
1,3-ブタジエン	μg/m ³	(2.5)	0.026	0.028
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	—	0.10	0.10
アセトアルデヒド	μg/m ³	(120)	1.6	1.4
ホルムアルデヒド	μg/m ³	—	2.8	2.4
酸化エチレン	μg/m ³	—	0.072	0.069
ニッケル化合物	ng/m ³	(25)	5.0	2.2
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	(6)	1.3	1.5
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	—	0.049	0.039
マンガン及びその化合物	ng/m ³	(140)	40	32
クロム及びその化合物	ng/m ³	—	11	3.2
水銀及びその化合物	ng/m ³	(40)	1.9	1.8

※令和3年9月の伊万里市（大坪局）におけるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、トルエン及び1,3-ブタジエンについては、測定を行っていません。

※令和3年9月の佐賀市（佐賀局）及び伊万里局（大坪局）におけるベンゾ[a]ピレン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物については、測定を行っていません。

図 2-2-9 環境基準設定項目の全地点平均値の経年変化

資料：環境センター



③ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 成分分析調査結果

令和3年度の四季別のイオン成分、無機元素成分及び炭素成分の濃度グラフは図 2-2-10 のとおりで、微小粒子状物質成分割合は図 2-2-11、経年変化は図 2-2-12 のとおりです。

季節ごと成分濃度は、年間を通じて有機炭素及び硫酸イオンが高くなっていました。また、冬季は、硝酸イオンが他の季節と比較すると高くなっていました。(図 2-2-10)

微小粒子状物質成分割合は、有機炭素の割合が最も多く、次いで硫酸イオン、アンモニウムイオン、硝酸イオン、元素状炭素の順に多くなっていました。(図 2-2-11)

季節ごとの経年変化は、全体的に減少傾向にあります。令和3年度は秋及び冬は増加が見られました。

図 2-2-10 PM_{2.5}成分分析調査の季節ごと成分濃度グラフ (令和3年度)

資料：環境センター

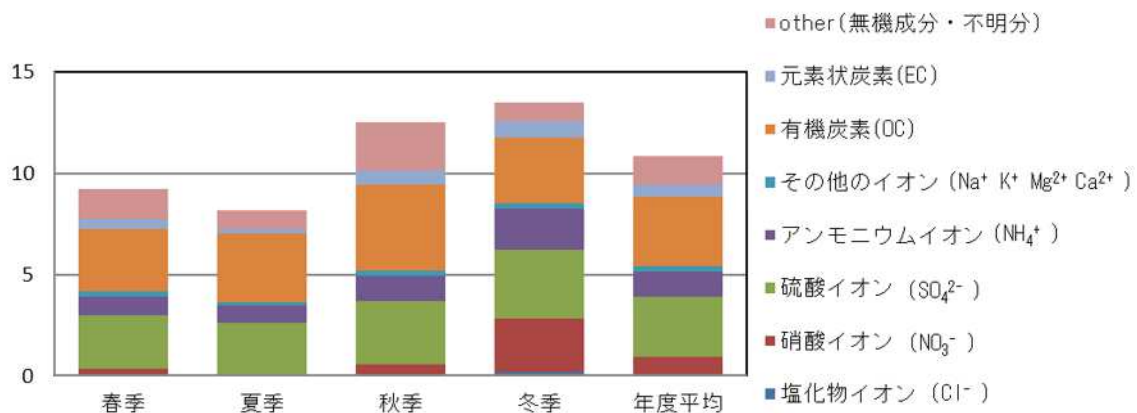


図 2-2-11 PM_{2.5} 成分割合 (令和 3 年度)

資料：環境センター

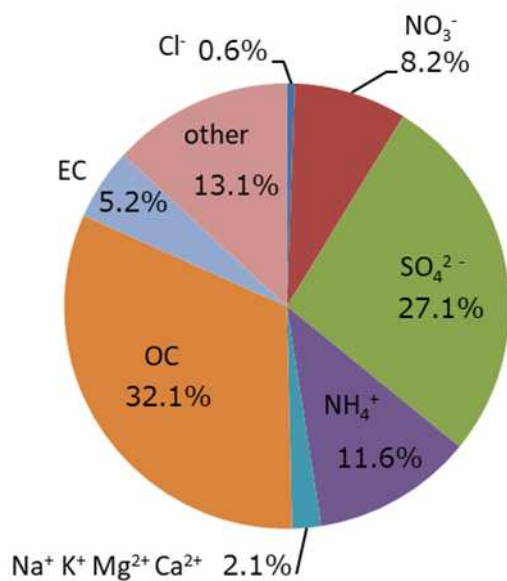
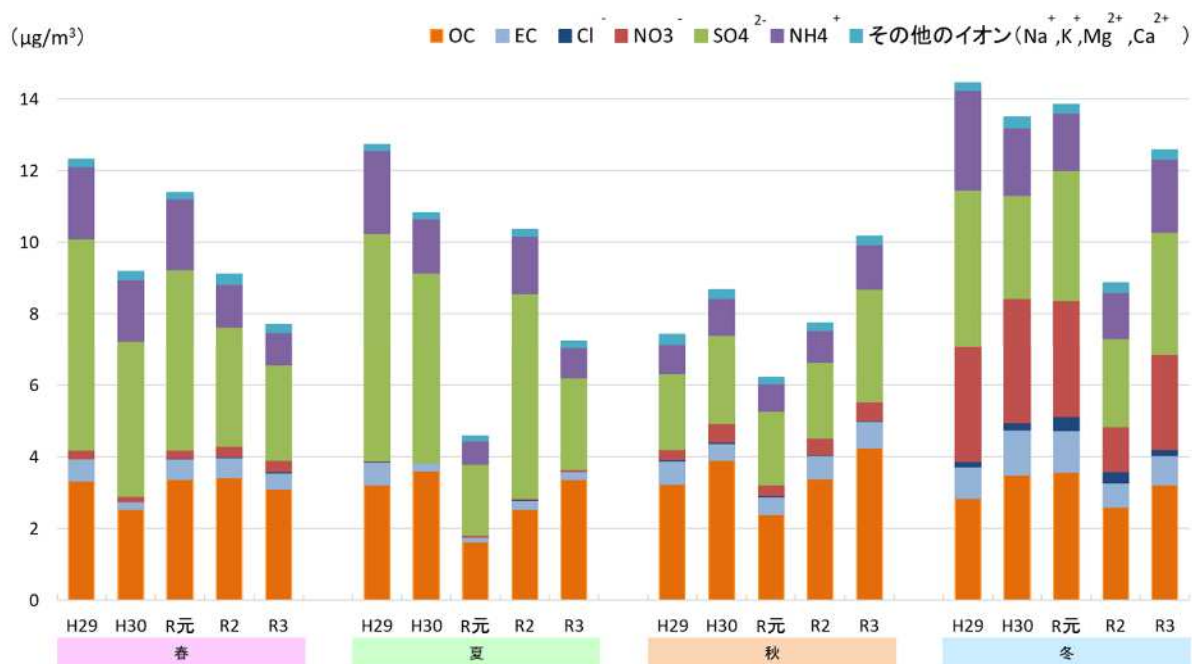


図 2-2-12 PM_{2.5} 季節ごと成分濃度の経年変化

資料：環境センター



(3) 大気汚染防止対策

① 工場・事業場の規制

工場・事業場から排出される大気汚染物質については、大気汚染防止法及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例（県条例）に基づき、ばい煙発生施設及び粉じん発生施設等からの排出等を規制しています。

i. ばい煙の規制

大気汚染防止法では、33種類のばい煙発生施設が規制の対象となっています。

県内の施設設置届出件数は表 2-2-15 のとおりであり、物質ごとの規制の概要はア)～ウ) のとおりです。

ア) いおう酸化物

本県では、排出されたいおう酸化物の最大地上濃度が一定値以下となるよう排出口の高さに応じて許容量を定めるK値規制が行われています。K値は、県内一律で17.5です。

イ) ばいじん

ばい煙発生施設の種類・規模ごとに排出基準が定められています。平成10年7月に廃棄物焼却炉について、排出基準が改定強化されました。

ウ) 有害物質

有害物質には、「窒素酸化物(NOx)」、「カドミウム及びその化合物」、「鉛及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「ふっ素・ふっ化水素及びふっ化珪素」について、施設ごとに排出基準が定められています。

「窒素酸化物(NOx)」については、昭和48年6月にばい煙発生施設の種類、規模ごとに排出濃度が定められ、抑制技術の進歩に伴い、昭和58年9月の5次規制まで改定強化されました。

また、二酸化窒素の環境基準の達成が困難な地域については、総量規制が行われていますが、本県では該当地域はありません。

表 2-2-15 ばい煙発生施設届出状況
(令和4年3月末現在) 資料：環境課

番号	施設種類	施設数
1	ボイラー	786
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	2
3	焙焼炉・焼結炉・か焼炉	1
5	金属溶解炉	19
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	23
9	窯業焼成炉・熔融炉	6
11	乾燥炉	48
12	電気炉	3
13	廃棄物焼却炉	42
29	ガスタービン	58
30	ディーゼル機関	294
31	ガス機関	8
合 計 (事業場総数)		1,290 (593)

(注) 電気・ガス工作物を含む。

ii. 一般粉じんの規制

一般粉じんは、物の破碎やたい積等により発生し又は飛散しますが、大気汚染防止法では5種類の発生施設が規制の対象となっており、施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められています。

県内の施設設置届出件数は表2-2-16のとおりです。

表2-2-16 一般粉じん発生施設届出状況
(令和4年3月末現在)(佐賀市を除く)

資料：環境課

番号	施設種類	施設数
2	堆積場	60
3	コンベア	192
4	破碎機・磨砕機	80
5	ふるい	47
合計 (事業場総数)		375 (63)

(注) 施設数には電気・ガス工作物・鉱山に係る施設を含む。

iii. 佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく規制

佐賀県環境の保全と創造に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外となっている次の施設について規制しています。県条例に基づく届出状況は、表2-2-17のとおりとなっています。なお、令和4年3月末現在、県条例に基づくばい煙発生施設の届出はありません。

ア) ばい煙発生施設

鉛の再生に用いる溶解炉(原料処理能力100kg/h)

イ) 粉じん発生施設

原動機の定格出力37kW以上75kW未満の破碎機・磨砕機

表2-2-17 粉じん発生施設届出状況(県条例)(令和4年3月末現在)

資料：環境課

施設種類	施設数
破碎機・磨砕機 (原動機の定格出力37kW以上75kW未満)	56 (事業場総数36)

iv. 有害大気汚染物質の排出抑制

有害大気汚染物質とは、低濃度であっても長期的な摂取により人の健康に影響が生ずるおそれのある物質のことをいい、十分な科学的知見が整っているわけではありませんが、未然防止の観点からその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないものとして、「ベンゼン」、「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」が指定され、指定物質抑制基準が定められています。

v. 揮発性有機化合物の排出規制

光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM_{2.5})の生成の原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC(volatile organic compounds))とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である「トルエン」、「キシレン」等の有機化合物をいい、大気汚染防止法では、VOC 排出事業者に対する排出の規制とともに、事業者の排出及び飛散の抑制のための自主的な取組を促すものとなっています。

また、大気汚染防止法では、9 種類の揮発性有機化合物排出施設が規制対象となっています。

県内の施設設置届出件数は表 2-2-18 のとおりです。

表 2-2-18 VOC 排出施設届出状況
(令和 4 年 3 月末現在) 資料：環境課

番号	施設種類	施設数
2	塗装施設	8
4	銅張積層板等製造接着乾燥施設	8
5	接着乾燥施設	3
6	オフセット印刷乾燥施設	2
合 計 (事業場総数)		21 (7)

vi. 水銀の排出規制

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から大気中への水銀の排出の規制が開始されました。これにより、水銀排出者に対する排出の規制とともに、規制対象施設以外の水銀を大気中に排出する事業者にも自主的な取組が求められることとなりました。

大気汚染防止法では、9 種類の水銀排出施設が規制対象となっています。

県内の施設設置届出件数は表 2-2-19 のとおりです。

表 2-2-19 水銀排出施設届出状況
(令和 4 年 3 月末現在) 資料：環境課

番号	施設種類	施設数
8	廃棄物焼却炉	42
合 計 (事業場総数)		42 (27)

vii. 立入検査・指導

大気汚染防止法及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例（県条例）に基づき、ばい煙発生施設などを設置している工場・事業場を立入検査し、自主測定結果の確認などを行っています。

令和3年度に県が行った立入検査の実施状況は表 2-2-20 のとおりです。

表 2-2-20 ばい煙発生施設等立入検査実施状況（令和3年度）

資料：環境課 ※延べ数

区 分		全工場・事業場数 (施設数)	立入検査実施工場 ・事業場数 (施設数)
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	593 (1,290)	32 (79)
	一般粉じん発生施設	65 (379)	11 (124)
	VOC 排出施設	7 (21)	0 (0)
	水銀排出施設	27 (42)	6 (6)
県条例	粉じん発生施設	36 (56)	6 (8)

② 特定粉じんに関する規制

大気汚染防止法では、特定粉じん発生施設の設置届出や、吹付け石綿（アスベスト）等が使用された建築物を解体・改造・補修する際の作業実施届出等が義務付けられています。

また、発生施設を設置する工場・事業場の敷地境界における大気中濃度の基準や、排出等を行う際の作業基準が定められており、遵守義務が課せられています。

i. 大気環境中の石綿濃度調査

県では、一般大気環境中の石綿濃度を把握するため、令和3年6月及び10月に県内2地点（佐賀市及び鳥栖市）で調査を実施しました。^(注1) その結果は表のとおりであり、いずれも大気汚染防止法が定める敷地境界の基準（10本/L）^(注2) を十分下回っていました。

表 2-2-21 令和 3 年度大気中石綿濃度調査結果

資料：環境センター

調査地点	調査期間	総繊維数濃度 ^(注3) (本/L)
大気環境常時監視 佐賀局 (佐賀市)	令和 3 年 6 月 21 日～6 月 23 日	① 0.67 (0.52～0.83) ② 0.63 (0.49～0.73)
	令和 3 年 10 月 18 日～10 月 20 日	① 0.65 (0.55～0.72) ② 0.52 (0.44～0.60)
大気環境常時監視 鳥栖局 (鳥栖市)	令和 3 年 6 月 21 日～6 月 23 日	① 0.24 (0.17～0.30) ② 0.22 (0.22～0.24)
	令和 3 年 10 月 18 日～10 月 20 日	① 0.081 (0.057～0.16) ② 0.087 (0.056～0.11)

(注 1) 1 地点あたり、数十メートル離れた 2 か所で測定を行っています。表中の濃度の欄の①②が、それぞれの濃度の結果になります。

(注 2) 現在、大気中石綿濃度の環境基準が定められていないため、特定粉じん発生施設の敷地境界に適用される基準と比較しています。

(注 3) 環境省アスベストモニタリングマニュアル 4.1 版に準じて算出した総繊維数濃度です。採取空気 1 リットルあたりに含まれる、位相差顕微鏡で観察された全ての繊維状物質の濃度となっています。マニュアルでは、総繊維数濃度が 1 本/L を超えると、電子顕微鏡で石綿繊維数濃度を詳しく調べることになっています。(空気中には、植物由来など様々な種類の繊維状物質が浮遊しています。)

ii. 特定粉じん発生施設

大気汚染防止法では、石綿を含有する製品の製造の用に供する 9 種類の特定粉じん発生施設が規制の対象となっていますが、令和 4 年 3 月末現在、県内に対象となる施設はありません。

iii. 特定粉じん排出等作業

ア) 特定粉じん排出等作業の届出状況

大気汚染防止法では、特定粉じん排出等の作業実施の際に届出をするように定められており、令和 3 年度の作業件数は表 2-2-22 のとおりです。

表 2-2-22 特定粉じん排出等作業実施届出状況 (令和 3 年度)

資料：環境課

作業の種類		吹付け石綿	断熱材	保温材	耐火被覆材
解体作業	掻き落とし等による除去	11	3	8	1
	掻き落とし等によらない作業	-	1	2	1
	事前除去が困難な作業	0	0	0	0
改造・補修作業		1	0	7	0
計		12	4	17	2

イ) 特定粉じん排出等作業への立入検査

建築物解体等の作業現場等への立入検査を実施し、石綿の飛散防止の指導等を行っていますが、令和3年度においては、改善命令や一時停止命令等の発令はありませんでした。立入検査時には、主に作業現場の掲示、養生、負圧状況や処理方法等の確認を行いました。

令和3年度に県が行った特定粉じん排出等作業の立入検査の実施状況は表2-2-23のとおりです。

表 2-2-23 特定粉じん排出等作業立入件数（令和3年度） 資料：環境課 ※延べ数

立入検査実施数	改善命令等
165	0

③ 自動車公害対策の推進

i. 自動車排出ガスの規制

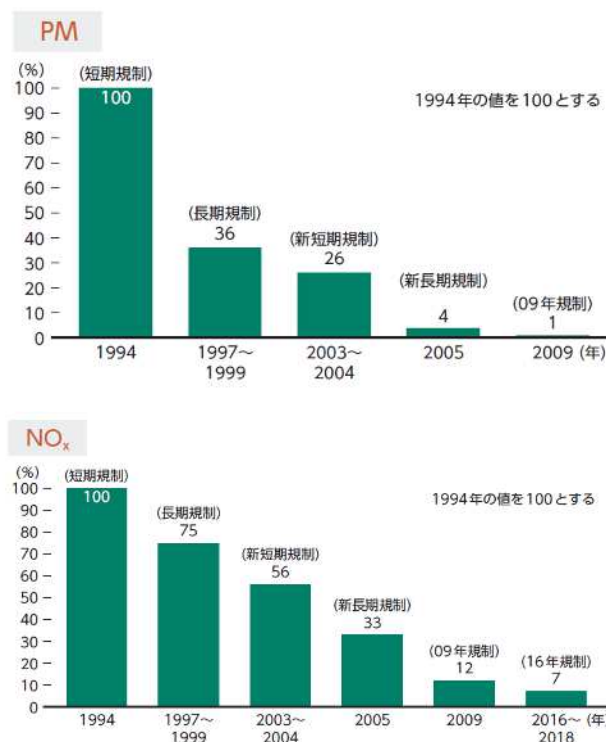
昭和48年以降、新車の自動車排出ガスの規制が逐次強化されることにより、自動車単体からの排出ガス中の大気汚染物質の排出量を大幅に削減してきました。特に、平成8年からは今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について、継続的に中央環境審議会で審議が行われ、逐次、答申がなされています。

近年では、ディーゼル車については、平成28年10月からディーゼル重量車の世界統一排出試験方法(WHDC)が適用され、乗用車等については、平成30年10月から世界統一試験サイクル(WLTC)が適用されています。

また、公道を走行しないオフロード特殊自動車に対する排出ガス規制が平成18年10月から段階的に始まり、平成23年10月及び平成26年10月に規制強化されています。

また、自動車の燃料の品質についても、自動車排出ガスの低減に必要な対策である

図 2-2-13 自動車排出ガス規制の経緯（ディーゼル重量車） 資料：環境省



ことから、燃料中の硫黄の低減等、逐次規制強化がなされています。

ii. 税制上の軽減等措置（自動車グリーン税制等）

地方税法及び佐賀県県税条例等により、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車について、自動車の取得及び保有に対し課税される税率の軽減等を行っています。また、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重くする特例措置を講じて、低公害車等の普及促進を図っています。

ア) 税率を軽減している自動車

- ①電気自動車（燃料電池自動車を含みます。）
- ②天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx 10%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合）
- ③プラグインハイブリッド車
- ④クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排出ガス規制適合又は平成 30 年排出ガス規制適合）
- ⑤一定の排出ガス基準及び燃費基準を満たす自動車

イ) 上記自動車の税率又は軽減率

税率又は軽減率は、排出ガス及び燃費性能に応じて適用される率が分かれています。

A) 自動車の取得に対する課税（自動車税環境性能割）では

取得した自動車が自家用車の場合は、燃費基準達成度等に応じた税率が課税（又は非課税）されます。

- ア) の①～④ … 非課税
ア) の⑤ …… 非課税、1%、2%、3%

取得した自動車が営業用車の場合も、同基準達成度等に応じた税率が課税（又は非課税）されます。

- ア) の①～④ … 非課税
ア) の⑤ …… 非課税、0.5%、1%、2%

B) 自動車の保有に対する課税（自動車税種別割）では

新車新規登録されたものが対象で、登録のあった翌年度の 1 年間のみ、次のいずれかに該当する割合が軽減されます。

- ア) の①～③ … 自家用車・営業車とも 約 75%
ア) の④～⑤ …… 自家用車の場合 軽減なし
営業車の場合 約 75%、約 50%

ウ) 税率が重くなる自動車

次の自動車は、自動車税種別割が約 15%（ただし、バス・トラックは約 10%）増額されますが、一般乗合用バスなどは対象から除かれます。

- ①ディーゼル車 …………… 新車新規登録から 11 年経過している自動車
 - ②ガソリン車・LPG車 … 新車新規登録から 13 年経過している自動車
- 軽減等措置の詳細につきましては、県ホームページに掲載している「県税のしおり」で紹介しています。

県税のしおり 2022

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji00332148/index.html>

- ・「自動車税環境性能割」の「納める額」のページ
 - ・「自動車税種別割」の「自動車税種別割のグリーン化特例について」のページ
- ホームページのトップページからは、くらし・子育て > 税金・住民手続・ペット・その他 > 税金・ふるさと納税 > 県税の種類の順でアクセスしてください。

2 悪臭対策

(1) 悪臭の現況

悪臭は、主に人が不快感・嫌悪感などの心理的・感覚的影響を受ける、嗅覚に直接訴える公害です。悪臭の苦情は例年多いですが、その要因は、住民の生活水準が向上し、より快適な生活環境を求めること、住宅地域の郊外への拡大により、住民と悪臭発生源が近接化していること等であると考えられます。

悪臭による苦情については、第 2 部第 6 章第 3 節 4 を参照してください。

(2) 悪臭防止対策

① 発生源対策

住民の快適な生活環境を保全するため、悪臭防止法により規制地域の指定、規制基準の設定、事業者に対する規制基準の遵守を義務づけ、アンモニア等の悪臭の原因となる特定悪臭物質の排出規制又は人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化した臭気指数による排出規制がなされています。現在規制されている特定悪臭物質は 22 物質です。

本県では、悪臭防止法に基づき、県内の町の全域又は一部の地域を規制地域として指定しています。なお、市の区域については、市長が指定しています。

また、アンモニア等悪臭の原因となる 22 物質については、工場・事業場の敷地境界線の地表において、悪臭防止法に定める範囲のうち臭気強度 2.5 に対応する濃度で基準を定めて規制しています。

悪臭防止法に基づく苦情対応等は市町の事務となっていますが、必要に応じて、県と市町が協力して悪臭苦情の解決にあたっています。

② 畜産に係る悪臭について

畜産経営に起因する悪臭の発生原因は、家畜排せつ物の処理方法や飼養管理施設の清掃の不十分さなどによるものが多く、混住化が進む中で、畜産農家にはこれまで以上に家畜排せつ物の管理の徹底が求められています。

こうしたことから、畜産農家においては飼養環境の改善や家畜排せつ物の堆肥化等に取り組むとともに、県においては、市町や関係機関と連携して、畜産農家に対する定期的な巡回指導を行っています。

また、周辺住民から苦情等が寄せられた場合には個別に畜産農家に対して改善指導を実施しています。

3 騒音・振動対策

(1) 騒音・振動の現況

① 自動車騒音

県及び市では、騒音規制法第 18 条に基づき、県内の主要な道路^{※1}沿線において、自動車騒音の状況を毎年調査しています。

自動車騒音の常時監視は、平成 24 年 4 月から市の区域に係る自動車騒音の状況については市が調査しています。

令和 3 年度は県・市において、県内の幹線道路 89 路線（381 区間、総延長 493.5km）で道路に面する住居等^{※2}（両側それぞれ 50m 以内）での面的評価^{※3}を実施しました。

評価対象区間における住居等の総戸数は 29,930 戸で、そのうち昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは、27,990 戸（達成率 93.5%）でした。

図 2-2-14 面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

資料：環境課



※1 主要な道路

交通量が比較的多い路線の中から、計画的に調査対象道路を選定しています。

※2 住居等

住居、学校、病院及びこれに類するものをいいます。

※3 面的評価

騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音の常時監視は、「騒音に係る環境基準」に基づき、幹線道路に面した一定の地域において、騒音レベルが環境基準をどの程度満たしているかを示す道路交通騒音の評価方法です。

高速道路、国道、県道、4 車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音について、幹線道路から両側それぞれ 50m 以内の範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価します。

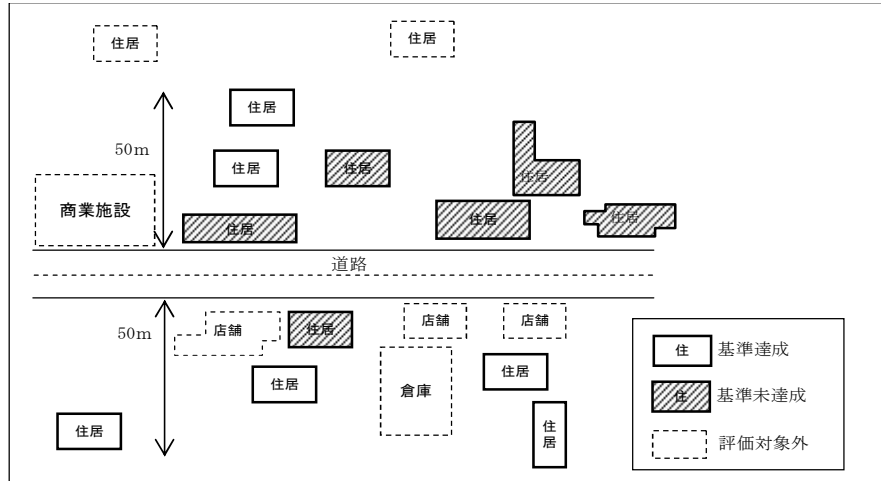


表 2-2-24 令和 3 年度自動車騒音調査結果（面的評価）

資料：環境課

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		始点の住所	終点の住所			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
佐賀 県	一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町吉田	神埼郡吉野ヶ里町吉田	0.3	43	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町吉田	神埼郡吉野ヶ里町田手	2.5	154	139	90.3	15	9.7	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	神埼郡吉野ヶ里町田手	神埼郡吉野ヶ里町田手	0.8	45	42	93.3	3	6.7	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	神埼郡吉野ヶ里町三津	神埼郡吉野ヶ里町石動	1.9	106	84	79.2	14	13.2	0	0.0	8	7.5
	佐賀川久保鳥栖線	神埼郡吉野ヶ里町石動	神埼郡吉野ヶ里町石動	1.0	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字長野	4.1	277	152	54.9	106	38.3	0	0.0	19	6.9
	一般国道3号	三養基郡基山町大字長野	三養基郡基山町大字長野	0.1	10	7	70.0	3	30.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字園部	三養基郡基山町大字園部	0.3	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字園部	三養基郡基山町大字小倉	2.5	31	17	54.8	0	0.0	0	0.0	14	45.2
	久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.2	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.3	2	1	50.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0
	久留米基山筑紫野線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.9	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小郡基山線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.7	74	74	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小郡基山線	三養基郡基山町大字小倉	三養基郡基山町大字小倉	0.6	113	113	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	三養基郡上峰町大字堤	三養基郡上峰町大字坊所	1.8	97	80	82.5	14	14.4	0	0.0	3	3.1
	北茂安三田川線	三養基郡上峰町大字坊所	三養基郡上峰町大字坊所	1.5	105	105	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	神埼郡吉野ヶ里町石動	三養基郡上峰町大字堤	0.5	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡上峰町大字堤	三養基郡みやき町大字原古賀	1.1	39	28	71.8	2	5.1	0	0.0	9	23.1
	一般国道34号	三養基郡みやき町大字筑原	三養基郡みやき町大字筑原	1.1	61	52	85.2	9	14.8	0	0.0	0	0.0
	一般国道34号	三養基郡みやき町大字筑原	三養基郡上峰町大字堤	1.2	64	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字寄人	三養基郡みやき町大字市武	2.0	73	73	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字市武	三養基郡みやき町大字市武	0.4	22	22	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字市武	三養基郡みやき町大字西島	1.9	116	116	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字西島	三養基郡みやき町大字西島	0.7	25	25	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道264号	三養基郡みやき町大字西島	三養基郡みやき町大字江口	4.4	77	77	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字江口	三養基郡みやき町大字江口	0.1	50	50	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字江口	三養基郡みやき町大字白壁	1.8	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字白壁	0.6	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字東尾	0.7	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字東尾	0.4	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字東尾	0.3	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾	三養基郡みやき町大字中津隈	0.6	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字中津隈	三養基郡みやき町大字中津隈	0.4	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字中津隈	三養基郡みやき町大字中津隈	1.6	88	88	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡みやき町大字原古賀	三養基郡みやき町大字筑原	2.0	74	55	74.3	9	12.2	0	0.0	10	13.5
	佐賀川久保鳥栖線	三養基郡みやき町大字筑原	三養基郡みやき町大字筑原	0.9	21	18	85.7	0	0.0	0	0.0	3	14.3
	中原鳥栖線	三養基郡みやき町大字白壁	三養基郡みやき町大字白壁	0.8	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道35号	西松浦郡有田町原明	西松浦郡有田町原明	0.5	27	27	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道35号	西松浦郡有田町原明	西松浦郡有田町原明	0.5	24	18	75.0	6	25.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町二ノ瀬	西松浦郡有田町二ノ瀬	0.8	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町二ノ瀬	西松浦郡有田町下山谷	0.6	55	55	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町下山谷	西松浦郡有田町大木宿	0.9	48	48	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町大木宿	0.1	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町大木宿	0.7	47	47	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道202号	西松浦郡有田町大木宿	西松浦郡有田町立部	0.2	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
一般国道202号	西松浦郡有田町立部	西松浦郡有田町蔵宿	0.9	54	54	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道202号	西松浦郡有田町蔵宿	西松浦郡有田町蔵宿	0.2	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道202号	西松浦郡有田町蔵宿	西松浦郡有田町仏ノ原	0.4	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道202号	西松浦郡有田町仏ノ原	西松浦郡有田町下本	0.9	61	61	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道202号	西松浦郡有田町下本	西松浦郡有田町原明	1.0	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
川棚有田線	西松浦郡有田町脇水	西松浦郡有田町桑古場	2.9	188	188	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道34号	杵島郡大町町大字大町	杵島郡大町町大字福母	3.2	182	121	66.5	19	10.4	0	0.0	42	23.1	
一般国道34号	杵島郡大町町大字福母	杵島郡大町町大字福母	0.8	70	54	77.1	11	15.7	0	0.0	5	7.1	
一般国道34号	杵島郡江北町大字惣領分	杵島郡江北町大字惣領分	0.4	23	16	69.6	0	0.0	0	0.0	7	30.4	
一般国道34号	杵島郡江北町大字惣領分	杵島郡江北町大字山口	2.1	182	123	67.6	32	17.6	0	0.0	27	14.8	
一般国道34号	杵島郡江北町大字山口	杵島郡江北町大字下小田	2.0	28	19	67.9	2	7.1	0	0.0	7	25.0	
一般国道207号	杵島郡江北町大字山口	杵島郡江北町大字下小田	3.0	96	52	54.2	27	28.1	0	0.0	17	17.7	
一般国道207号	杵島郡江北町大字下小田	杵島郡白石町大字東郷	0.5	16	15	93.8	0	0.0	0	0.0	1	6.3	
一般国道207号	杵島郡白石町大字東郷	杵島郡白石町大字福田	1.0	53	53	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字福田	杵島郡白石町大字甘治	0.4	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字甘治	杵島郡白石町大字横手	1.3	59	48	81.4	9	15.3	0	0.0	2	3.4	
一般国道207号	杵島郡白石町大字横手	杵島郡白石町大字戸ノ里	1.6	11	10	90.9	0	0.0	0	0.0	1	9.1	
一般国道207号	杵島郡白石町大字戸ノ里	杵島郡白石町大字戸ノ里	0.2	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字戸ノ里	杵島郡白石町大字坂田	0.5	71	46	64.8	25	35.2	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字坂田	0.3	13	12	92.3	1	7.7	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字坂田	0.2	9	7	77.8	2	22.2	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字坂田	杵島郡白石町大字深浦	0.4	8	7	87.5	0	0.0	0	0.0	1	12.5	
一般国道207号	杵島郡白石町大字深浦	杵島郡白石町大字深浦	0.4	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	杵島郡白石町大字深浦	杵島郡白石町大字深浦	1.8	36	32	88.9	3	8.3	0	0.0	1	2.8	
一般国道444号	杵島郡白石町大字福富	杵島郡白石町大字福富下分	0.4	32	32	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道444号	杵島郡白石町大字福富下分	杵島郡白石町大字福富下分	1.7	116	116	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
一般国道207号	藤津郡太良町大字伊福甲	藤津郡太良町大字多良	3.3	125	103	82.4	15	12.0	0	0.0	7	5.6	
県合計（町の区域）				79.1	3,866	3,354	86.8	327	8.5	0	0.0	185	4.8

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等		昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
		始点の住所	終点の住所		戸数	基準値以下		基準値以下		基準値以下		基準値超過		
						戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	
佐賀市	一般国道34号	佐賀市兵庫町 大字瓦町	佐賀市兵庫町 大字洲	1.8	12	9	75.0	1	8.3	0	0.0	2	16.7	
	一般国道34号	佐賀市兵庫町 大字洲	佐賀市日の出1丁目1	2.2	117	81	69.2	0	0.0	0	0.0	36	30.8	
	一般国道34号	佐賀市鍋島町 大字森田	佐賀市鍋島町 大字森田	2.3	22	19	86.4	0	0.0	1	4.5	2	9.1	
	一般国道207号	佐賀市川原町3	佐賀市八戸1丁目5	1.6	403	357	88.6	46	11.4	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	佐賀市八戸1丁目5	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	0.5	112	108	96.4	4	3.6	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	0.4	39	39	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	佐賀市嘉瀬町 大字中原	0.9	30	30	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字中原	佐賀市嘉瀬町 大字狹野	0.5	69	69	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	佐賀市嘉瀬町 大字狹野	佐賀市久保田町 大字徳万	0.8	35	35	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	佐賀市久保田町 大字徳万	佐賀市久保田町 大字徳万	0.5	62	61	98.4	1	1.6	0	0.0	0	0.0	
	一般国道207号	佐賀市久保田町 大字徳万	佐賀市久保田町 大字徳万	0.2	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道208号	佐賀市諸富町 大字徳富	佐賀市諸富町 大字諸富津	1.1	57	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道208号	佐賀市諸富町 大字諸富津	佐賀市諸富町 大字諸富津	0.5	48	48	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道208号	佐賀市南佐賀1丁目12	佐賀市西与賀町 大字屋外	3.2	771	770	99.9	0	0.0	1	0.1	0	0.0	
	一般国道208号	佐賀市西与賀町 大字屋外	佐賀市八戸2丁目1	0.8	154	153	99.4	0	0.0	1	0.6	0	0.0	
	一般国道263号	佐賀市大和町 大字松瀬	佐賀市大和町 大字梅野	5.6	72	72	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道263号	佐賀市大和町 大字梅野	佐賀市大和町 大字久池井	0.5	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道263号	佐賀市大和町 大字久池井	佐賀市日の出2丁目1	6.3	322	263	81.7	0	0.0	59	18.3	0	0.0	
	一般国道263号	佐賀市日の出1丁目17	佐賀市日の出2丁目1	0.6	49	34	69.4	0	0.0	5	10.2	10	20.4	
	一般国道264号	佐賀市日の出2丁目1	佐賀市川原町3	2.7	674	660	97.9	1	0.1	13	1.9	0	0.0	
	一般国道264号	佐賀市巨勢町 大字牛島	佐賀市巨勢町 大字修理田	2.5	317	317	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀停車場線	佐賀市駅前中央1丁目9	佐賀市松原1丁目2	1.4	285	285	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀川副線	佐賀市大財3丁目10	佐賀市松原3丁目1	1.3	346	346	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀川久保鳥栖線	佐賀市高木瀬東2丁目1	佐賀市高木瀬東2丁目8	0.6	196	174	88.8	0	0.0	0	0.0	22	11.2	
	佐賀川久保鳥栖線	佐賀市高木瀬東2丁目8	佐賀市高木瀬町 大字長瀬	0.7	131	131	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀川久保鳥栖線	佐賀市高木瀬町 大字長瀬	佐賀市金立町 大字千布	2.6	100	100	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀外環状線	佐賀市大和町 大字尼寺	佐賀市金立町 大字千布	1.8	227	227	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀空港線	佐賀市川副町 大字南里	佐賀市本庄町 大字末次	2.0	14	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀空港線	佐賀市本庄町 大字末次	佐賀市本庄町 大字袋	1.0	115	114	99.1	0	0.0	1	0.9	0	0.0	
	佐賀脊振線	佐賀市巨勢町 大字牛島	佐賀市兵庫南4丁目21	0.8	53	52	98.1	0	0.0	1	1.9	0	0.0	
	佐賀脊振線	佐賀市兵庫南4丁目21	佐賀市巨勢町 大字修理田	0.8	60	60	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	佐賀脊振線	佐賀市巨勢町 大字修理田	佐賀市兵庫町 大字瓦町	1.3	60	57	95.0	0	0.0	0	0.0	3	5.0	
	西与賀佐賀線	佐賀市西与賀町 大字高太郎	佐賀市西与賀町 大字高太郎	0.6	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	西与賀佐賀線	佐賀市西与賀町 大字高太郎	佐賀市光1丁目1	1.6	234	233	99.6	0	0.0	1	0.4	0	0.0	
	西与賀佐賀線	佐賀市光1丁目1	佐賀市本庄町 大字本庄	0.3	205	205	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	西与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字本庄	佐賀市本庄町 大字本庄	0.3	401	401	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	西与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字本庄	佐賀市本庄町 大字本庄	0.8	461	461	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸溝	佐賀市鍋島町 大字八戸溝	0.2	60	60	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸溝	佐賀市鍋島町 大字八戸溝	0.6	90	89	98.9	0	0.0	1	1.1	0	0.0	
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸溝	佐賀市鍋島町 大字八戸	0.5	35	35	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	鍋島停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸	佐賀市嘉瀬町 大字扇町	1.3	120	119	99.2	0	0.0	1	0.8	0	0.0	
	鍋島停車場東山田線	佐賀市鍋島町 大字八戸溝	佐賀市鍋島町 大字森田	0.3	18	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	鍋島停車場東山田線	佐賀市鍋島町 大字森田	佐賀市大和町 大字東山田	5.9	621	620	99.8	0	0.0	1	0.2	0	0.0	
	東与賀佐賀線	佐賀市東与賀町 大字下古賀	佐賀市本庄町 大字正里	1.8	238	238	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	東与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字正里	佐賀市本庄町 大字本庄	0.9	146	146	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	東与賀佐賀線	佐賀市本庄町 大字本庄	佐賀市本庄町 大字本庄	0.6	313	313	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	松尾佐賀停車場線	佐賀市鍋島町 大字八戸溝	佐賀市鍋島町 大字八戸溝	0.3	37	32	86.5	0	0.0	5	13.5	0	0.0	
佐賀環状東線	佐賀市兵庫北6丁目12	佐賀市兵庫北6丁目14	0.3	27	27	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
佐賀環状東線	佐賀市兵庫北6丁目14	佐賀市兵庫北7丁目19	0.4	111	111	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
佐賀環状東線	佐賀市兵庫北7丁目19	佐賀市巨勢町 大字牛島	2.0	245	227	92.7	0	0.0	18	7.3	0	0.0		
合 計				68.5	8378	8141	97.2	53	0.6	109	1.3	75	0.9	
唐津市	一般国道202号	唐津市浜玉町 洲上	唐津市浜玉町 浜崎	0.7	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道202号	唐津市浜玉町 浜崎	唐津市浜玉町 横田下	0.5	31	31	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道202号	唐津市浜玉町 横田下	唐津市鏡	2.2	69	69	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市鏡	1.4	88	88	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市鏡	0.4	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市鏡	0.4	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道202号	唐津市鏡	唐津市和多田 大土井2	0.5	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道203号	唐津市相知町 相知	唐津市厳木町 うつぼ木	4.4	236	206	87.3	0	0.0	27	11.4	3	1.3	
	一般国道204号	唐津市佐志	唐津市佐志 中里	1.2	80	80	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道204号	唐津市佐志 中里	唐津市佐志 中通	0.3	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	一般国道204号	唐津市佐志 中通	唐津市佐志 浜町	0.5	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	唐津呼子線	唐津市佐志 浜町	唐津市鎮西町 岩野	2.7	157	135	86.0	0	0.0	21	13.4	1	0.6	
	浜玉相知線	唐津市鏡	唐津市原	0.5	151	151	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	浜玉相知線	唐津市原	唐津市中原	0.6	74	74	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	千々賀神田線	唐津市千々賀	唐津市神田	5.9	276	275	99.6	0	0.0	0	0.0	1	0.4	
	虹の松原線	唐津市東町	唐津市鏡	3.4	30	26	86.7	0	0.0	4	13.3	0	0.0	
	虹の松原線	唐津市坊主町	唐津市刀町	0.3	97	97	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
虹の松原線	唐津市刀町	唐津市東町	1.6	234	234	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
虹の松原線	唐津市鏡	唐津市浜玉町 浜崎	2.5	192	138	71.9	0	0.0	19	9.9	35	18.2		
合 計				30.0	1833	1722	94	0.0	0.0	71	3.9	40	2.2	

実施主体	路線名	評価区間		評価区間延長(km)	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
		始点の住所	終点の住所			戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
鳥 橋 市	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	鳥橋市永吉町	鳥橋市永吉町	0.7	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	鳥橋市永吉町	鳥橋市酒井東町	3.3	8	6	75.0	2	25.0	0	0.0	0	0.0
	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	鳥橋市永吉町	鳥橋市田代本町	1.4	73	67	91.8	6	8.2	0	0.0	0	0.0
	九州横断自動車道長崎大分線	鳥橋市田代本町	鳥橋市立石町	7.5	134	134	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥橋市境	鳥橋市永吉町	0.4	4	2	50.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0
	一般国道3号	鳥橋市永吉町	鳥橋市姫方町	1.1	15	10	66.7	5	33.3	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥橋市姫方町	鳥橋市曾根崎町	1.3	88	36	40.9	30	34.1	0	0.0	22	25.0
	一般国道3号	鳥橋市曾根崎町	鳥橋市酒井西町	1.8	79	63	79.7	15	19.0	0	0.0	1	1.3
	一般国道3号	鳥橋市酒井西町	鳥橋市酒井西町	0.2	4	3	75.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥橋市酒井西町	鳥橋市酒井西町	0.6	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道3号	鳥橋市酒井西町	鳥橋市高田町	1.2	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
	一般国道3号	鳥橋市高田町	鳥橋市水屋町	0.7	37	21	56.8	9	24.3	0	0.0	7	18.9
	一般国道34号	鳥橋市永吉町	鳥橋市田代本町	0.5	12	5	41.7	6	50.0	0	0.0	1	8.3
	一般国道34号	鳥橋市田代本町	鳥橋市鎗田町	1.7	73	66	90.4	6	8.2	0	0.0	1	1.4
	一般国道34号	鳥橋市鎗田町	鳥橋市宿町	1.5	189	155	82.0	14	7.4	0	0.0	20	10.6
	一般国道34号	鳥橋市宿町	鳥橋市轟木町	1.1	134	118	88.1	15	11.2	0	0.0	1	0.7
	一般国道34号	鳥橋市轟木町	鳥橋市儀徳町	1.4	17	11	64.7	0	0.0	0	0.0	6	35.3
	一般国道34号	鳥橋市儀徳町	鳥橋市西新町	2.0	188	137	72.9	13	6.9	0	0.0	38	20.2
	一般国道34号	鳥橋市西新町	鳥橋市姫方町	1.2	53	24	45.3	2	3.8	0	0.0	27	50.9
	一般国道500号	鳥橋市永吉町	鳥橋市幡崎町	0.3	9	7	77.8	1	11.1	0	0.0	1	11.1
	一般国道500号	鳥橋市幡崎町	鳥橋市姫方町	0.8	47	42	89.4	5	10.6	0	0.0	0	0.0
	鳥橋朝倉線	鳥橋市曾根崎町	鳥橋市飯田町	0.9	34	30	88.2	2	5.9	0	0.0	2	5.9
	鳥橋朝倉線	鳥橋市飯田町	鳥橋市飯田町	0.2	24	12	50.0	2	8.3	0	0.0	10	41.7
	久留米基山筑紫野線	鳥橋市真木町	鳥橋市轟木町	2.9	11	10	90.9	0	0.0	0	0.0	1	9.1
	久留米基山筑紫野線	鳥橋市轟木町	鳥橋市宿町	0.5	16	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥橋市宿町	鳥橋市養父町	0.9	128	120	93.8	6	4.7	0	0.0	2	1.6
	久留米基山筑紫野線	鳥橋市養父町	鳥橋市古賀町	1.0	79	73	92.4	5	6.3	0	0.0	1	1.3
	久留米基山筑紫野線	鳥橋市古賀町	鳥橋市神辺町	0.4	22	12	54.5	2	9.1	0	0.0	8	36.4
	久留米基山筑紫野線	鳥橋市神辺町	鳥橋市神辺町	0.9	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥橋市神辺町	鳥橋市袖比町	0.3	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	久留米基山筑紫野線	鳥橋市袖比町	鳥橋市弥生が丘	0.6	15	6	40.0	7	46.7	0	0.0	2	13.3
	久留米基山筑紫野線	鳥橋市弥生が丘	鳥橋市弥生が丘	0.7	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥橋線	鳥橋市立石町	鳥橋市立石町	0.7	20	12	60.0	7	35.0	0	0.0	1	5.0
	佐賀川久保鳥橋線	鳥橋市立石町	鳥橋市山浦町	1.6	170	109	64.1	41	24.1	0	0.0	20	11.8
	佐賀川久保鳥橋線	鳥橋市山浦町	鳥橋市原古賀町	1.2	108	108	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥橋線	鳥橋市原古賀町	鳥橋市蔵上	0.8	71	71	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥橋線	鳥橋市宿町	鳥橋市宿町	0.7	62	62	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	佐賀川久保鳥橋線	鳥橋市宿町	鳥橋市古野町	0.5	127	125	98.4	0	0.0	0	0.0	2	1.6
	佐賀川久保鳥橋線	鳥橋市古野町	鳥橋市本町	0.7	178	178	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	江口長門石江島線	鳥橋市三島町	鳥橋市村田町	2.0	91	91	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	江口長門石江島線	鳥橋市村田町	鳥橋市村田町	0.7	129	125	96.9	1	0.8	0	0.0	3	2.3
	鳥橋田代線	鳥橋市松原町	鳥橋市松原町	0.6	127	127	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	鳥橋田代線	鳥橋市松原町	鳥橋市姫方町	1.8	289	284	98.3	2	0.7	0	0.0	3	1.0
鳥橋停車場線	鳥橋市京町	鳥橋市宿町	1.1	258	258	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
肥前麓停車場線	鳥橋市平田町	鳥橋市平田町	0.2	15	10	66.7	0	0.0	0	0.0	5	33.3	
鳥橋停車場曾根崎線	鳥橋市京町	鳥橋市本鳥橋町	0.5	185	185	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鳥橋停車場曾根崎線	鳥橋市本鳥橋町	鳥橋市曾根崎町	0.4	43	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
鳥橋停車場曾根崎線	鳥橋市曾根崎町	鳥橋市曾根崎町	0.3	65	61	93.8	3	4.6	0	0.0	1	1.5	
肥前旭停車場線	鳥橋市儀徳町	鳥橋市儀徳町	0.3	48	48	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
肥前旭停車場線	鳥橋市儀徳町	鳥橋市村田町	0.9	193	193	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
九千部山公園線	鳥橋市神辺町	鳥橋市弥生が丘	0.8	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
九千部山公園線	鳥橋市弥生が丘	鳥橋市永吉町	1.6	183	182	99.5	1	0.5	0	0.0	0	0.0	
九千部山公園線	鳥橋市神辺町	鳥橋市神辺町	0.9	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
九千部山公園線	鳥橋市河内町	鳥橋市神辺町	2.6	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
九千部山公園線	鳥橋市河内町	鳥橋市河内町	2.0	10	9	90.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0	
中原鳥橋線	鳥橋市江島町	鳥橋市江島町	1.4	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
中原鳥橋線	鳥橋市江島町	鳥橋市儀徳町	0.9	32	32	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
中原鳥橋線	鳥橋市儀徳町	鳥橋市下野町	0.7	96	96	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
中原鳥橋線	鳥橋市下野町	鳥橋市真木町	0.8	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
中原鳥橋線	鳥橋市真木町	鳥橋市高田町	1.6	12	11	91.7	0	0.0	0	0.0	1	8.3	
新鳥橋停車場線	鳥橋市幸津町	鳥橋市原古賀町	1.0	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
合 計				69.3	4,071	3,669	90.1	212	5.2	1	0.0	189	4.6
多 久 市	一般国道203号	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字小侍	0.3	44	38	86.4	0	0.0	6	13.6	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字小侍	0.7	54	43	79.6	0	0.0	11	20.4	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字小侍	0.7	64	61	95.3	0	0.0	3	4.7	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字多久原	0.4	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市北多久町 大字多久原	0.3	10	9	90.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市北多久町 大字多久原	0.2	25	25	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市東多久町 大字別府	2.6	159	110	69.2	0	0.0	49	30.8	0	0.0
	一般国道203号	多久市東多久町 大字別府	多久市東多久町 大字別府	1.2	146	77	52.7	0	0.0	69	47.3	0	0.0
	一般国道203号	多久市東多久町 大字別府	多久市東多久町 大字別府	1.2	57	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市東多久町 大字別府	多久市東多久町 大字別府	0.1	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市北多久町 大字多久原	0.5	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市北多久町 大字多久原	0.5	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	一般国道203号	多久市北多久町 大字多久原	多久市東多久町 大字別府	3.6	40	40	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄多久線	多久市多久町	多久市多久町	0.9	83	83	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄多久線	多久市多久町	多久市北多久町 大字小侍	3.0	110	110	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	武雄多久線	多久市北多久町 大字小侍	多久市北多久町 大字小侍	0.1	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	多久若木線	多久市東多久町 大字長尾	多久市南多久町 大字長尾	2.0	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	多久若木線	多久市南多久町 大字長尾	多久市多久町	2.6	90	59	65.6	0	0.0	31	34.4	0	0.0
合 計				20.9	946.0	776	82.0	0	0.0	169	17.9	1	0.1

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも				夜間のみ				昼間・夜間とも			
		始点の住所	終点の住所			基準値以下		基準値以下		基準値以下		基準値超過					
						戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%				
伊万 里市	一般国道202号	伊万里市南波多町 水留	伊万里市南波多町 小麦原	3.6	75	75	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道202号	伊万里市南波多町 小麦原	伊万里市南波多町 府招	0.5	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道202号	伊万里市南波多町 府招	伊万里市大坪町 乙	3.6	53	53	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道202号	伊万里市大坪町 乙	伊万里市大坪町 丙	1.2	63	63	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道202号	伊万里市大坪町 丙	伊万里市二里町 大里乙	3.4	201	200	99.5	0	0.0	1	0.5	0	0.0	0	0.0		
	一般国道202号	伊万里市二里町 大里乙	伊万里市二里町 中里甲	2.6	78	65	83.3	0	0.0	13	16.7	0	0.0	0	0.0		
	一般国道204号	伊万里市波多津町 馬蛤湯	伊万里市黒川町 塩屋	4.5	52	52	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道204号	伊万里市黒川町 塩屋	伊万里市黒川町 黒塩	2.3	62	62	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道204号	伊万里市黒川町 黒塩	伊万里市松島町	4.9	190	189	99.5	0	0.0	1	0.5	0	0.0	0	0.0		
	一般国道204号	伊万里市二里町 大里乙	伊万里市山代町 橋久津	3.9	203	203	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道204号	伊万里市山代町 橋久津	伊万里市山代町 橋久	0.7	43	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道204号	伊万里市山代町 橋久	伊万里市山代町 久原	3.8	297	297	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道204号	伊万里市山代町 久原	伊万里市山代町 立岩	2.1	64	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道204号	伊万里市山代町 立岩	伊万里市山代町 立岩	0.4	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道204号	伊万里市松島町	伊万里市二里町 大里甲	1.4	86	86	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道204号	伊万里市二里町 大里乙	伊万里市二里町 大里乙	0.4	11	11	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道498号(1)	伊万里市松浦町 桃川	伊万里市大坪町 丙	6.9	133	132	99.2	0	0.0	0	0.0	1	0.8	0	0.0		
	一般国道498号	伊万里市松浦町 桃川	伊万里市松浦町 桃川	0.8	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道498号	伊万里市松浦町 桃川	伊万里市大坪町 丙	4.6	179	179	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	伊万里山内線	伊万里市大川内町 丙	伊万里市立花町	1.2	82	82	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	伊万里山内線	伊万里市大川内町 甲	伊万里市大川内町 丙	5.1	162	162	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	伊万里畑川内蔵木線	伊万里市黒川町 畑川内	伊万里市黒川町 畑川内	0.8	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	相知山内線	伊万里市大川町 大川野	伊万里市松浦町 桃川	3.5	33	33	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	伊万里停車場線	伊万里市新天町	伊万里市大坪町 丙	1.3	238	238	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	塩屋大曲線	伊万里市黒川町 塩屋	伊万里市黒川町 大黒川	2.4	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	塩屋大曲線	伊万里市黒川町 大黒川	伊万里市黒川町 畑川内	1.6	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	塩屋大曲線	伊万里市黒川町 畑川内	伊万里市南波多町 谷口	2.4	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	塩屋大曲線	伊万里市南波多町 谷口	伊万里市南波多町 水留	1.2	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	黒川松島線	伊万里市松島町	伊万里市松島町	0.8	144	144	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	黒川松島線	伊万里市木須町	伊万里市松島町	2.3	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	伊万里市道1067号	伊万里市新天町	伊万里市松島町	0.4	118	118	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	伊万里市道4160号	伊万里市二里町 大里乙	伊万里市新天町	2.0	259	257	99.2	0	0.0	0	0.0	2	0.8	0	0.0		
	伊万里市道5056号	伊万里市立花町	伊万里市伊万里町 甲	0.6	75	75	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
		合 計		77.2	3012	2994	99.4	0	0.0	15	0.5	3	0.1				
武 雄 市	一般国道34号	武雄市北方町 大字志久	武雄市北方町 大字志久	2.5	247	159	64.4	75	30.4	0	0.0	13	5.3				
	一般国道34号	武雄市北方町 大字志久	武雄市北方町 大字大崎	0.8	62	62	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道34号	武雄市武雄町 大字片白	武雄市武雄町 大字武雄	4.0	260	259	99.6	0	0.0	1	0.4	0	0.0				
	一般国道35号	武雄市武雄町 大字武雄	武雄市山内町 大字犬走	3.0	131	131	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道35号	武雄市山内町 大字犬走	武雄市山内町 大字舟海	1.3	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道498号	武雄市若木町 大字川吉	武雄市若木町 大字川吉	1.3	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道498号	武雄市若木町 大字川吉	武雄市若木町 大字本部	0.4	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道498号	武雄市若木町 大字本部	武雄市若木町 大字桃川	0.9	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	武雄多久線	武雄市朝日町 大字甘久	武雄市朝日町 大字甘久	0.8	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	武雄多久線	武雄市朝日町 大字甘久	武雄市朝日町 大字甘久	0.4	32	24	75.0	0	0.0	8	25.0	0	0.0				
	武雄多久線	武雄市朝日町 大字甘久	武雄市朝日町 大字甘久	0.8	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	武雄塩田線	武雄市武雄町 大字高岡	武雄市武雄町 大字武雄	0.3	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	武雄塩田線	武雄市武雄町 大字武雄	武雄市武雄町 大字永島	2.4	275	256	93.1	0	0.0	19	6.9	0	0.0				
	武雄塩田線	武雄市武雄町 大字永島	武雄市橋町 大字永島	0.9	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	武雄塩田線	武雄市橋町 大字永島	武雄市橋町 大字大日	1.6	51	51	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
			合 計		21.4	1,220	1104	90.5	75	6.1	28	2.3	13	1.1			
鹿 島 市	一般国道207号	鹿島市大字井手	鹿島市大字中村	1.5	39	33	84.6	0	0.0	6	15.4	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字中村	鹿島市大字高津原	2.3	119	118	99.2	0	0.0	1	0.8	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.2	10	10	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.3	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.3	29	27	93.1	0	0.0	2	6.9	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字納富分	0.4	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	0.3	32	31	96.9	0	0.0	1	3.1	1	3.1				
	一般国道207号	鹿島市大字納富分	鹿島市古枝	1.2	53	52	98.1	0	0.0	1	1.9	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市古枝	鹿島市浜町	1.1	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市浜町	鹿島市浜町	1.1	42	42	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市浜町	鹿島市大字首成	1.0	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字首成	鹿島市大字首成	0.7	44	44	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字首成	鹿島市大字首成	0.7	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字首成	鹿島市大字飯田	2.8	47	47	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字井手	鹿島市大字井手	0.4	16	16	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字井手	鹿島市大字高津原	1.5	127	127	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.4	45	45	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字高津原	鹿島市大字納富分	0.7	72	72	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	0.8	111	111	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市大字納富分	鹿島市浜町	0.7	64	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市浜町	鹿島市浜町	0.8	100	100	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道207号	鹿島市浜町	鹿島市浜町	1.0	94	94	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道444号	鹿島市大字山浦	鹿島市大字山浦	2.8	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道444号	鹿島市大字山浦	鹿島市大字山浦	4.3	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道444号	鹿島市大字山浦	鹿島市大字三河内	2.3	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道444号	鹿島市大字三河内	鹿島市大字三河内	1.0	23	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道444号	鹿島市大字三河内	鹿島市大字納富分	1.8	52	52	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道444号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	1.1	144	143	99.3	0	0.0	1	0.7	1	0.7				
	一般国道444号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	0.4	37	37	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道444号	鹿島市大字納富分	鹿島市大字納富分	0.6	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道498号	鹿島市大字常広	鹿島市大字中村	0.4	26	26	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
	一般国道498号	鹿島市大字中村	鹿島市大字中村	0.3	12	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
一般国道498号	鹿島市大字中村	鹿島市大字中村	0.4	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0					
一般国道498号	鹿島市大字中村	鹿島市大字森	0.6	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0					
鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.5	35	35	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0					
鹿島嬉野線	鹿島市大字高津原	鹿島市大字高津原	0.9	185	185												

実施 主体	路線名	評価区間		評価区間 延長(km)	評価対象 住居等		昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過				
		始点の住所	終点の住所		戸数	基準値以下		基準値以下		基準値以下		基準値超過					
						戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%				
小 城 市	一般国道34号	小城市三日月町 堀江	小城市三日月町 金田	1.6	39	33	84.6	6	15.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道34号	小城市三日月町 金田	小城市牛津町 柿橋瀬	2.1	9	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道34号	小城市牛津町 柿橋瀬	小城市牛津町 乙柳	0.3	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道34号	小城市牛津町 乙柳	小城市牛津町 勝	1.2	91	87	95.6	0	0.0	4	4.4	0	0.0	0	0.0		
	一般国道34号	小城市牛津町 勝	小城市牛津町 牛津	0.1	13	13	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道34号	小城市牛津町 牛津	小城市牛津町 下砥川	3.0	152	146	96.1	6	3.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道203号	小城市小城市町 栗原	小城市小城市町 晴気	0.4	14	14	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道203号	小城市小城市町 晴気	小城市小城市町 晴気	0.4	25	25	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道203号	小城市小城市町 晴気	小城市小城市町 晴気	0.4	34	33	97.1	0	0.0	0	0.0	1	2.9	0	0.0		
	一般国道203号	小城市小城市町 晴気	小城市小城市町 畑田	1.0	133	133	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道203号	小城市小城市町 畑田	小城市小城市町 畑田	0.3	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道203号	小城市小城市町 畑田	小城市三日月町 久米	0.9	113	113	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道203号	小城市三日月町 久米	小城市三日月町 久米	0.7	102	102	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道203号	小城市三日月町 久米	小城市三日月町 久米	0.3	48	40	83.3	7	14.6	0	0.0	1	2.1	0	0.0		
	一般国道203号	小城市三日月町 久米	小城市三日月町 長神田	1.2	159	159	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道203号	小城市三日月町 長神田	小城市三日月町 樋口	0.5	42	35	83.3	7	16.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道203号	小城市三日月町 樋口	小城市三日月町 樋口	1.4	122	111	91.0	11	9.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道207号	小城市牛津町 柿橋瀬	小城市牛津町 牛津	0.8	76	71	93.4	0	0.0	5	6.6	0	0.0	0	0.0		
	一般国道207号	小城市牛津町 牛津	小城市牛津町 柿橋瀬	0.2	34	27	79.4	0	0.0	7	20.6	0	0.0	0	0.0		
	一般国道207号	小城市牛津町 柿橋瀬	小城市牛津町 柿橋瀬	0.5	69	69	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道207号	小城市牛津町 柿橋瀬	小城市牛津町 勝	0.6	36	28	77.8	0	0.0	8	22.2	0	0.0	0	0.0		
	一般国道444号	小城市芦刈町 永田	小城市芦刈町 永田	0.5	28	27	96.4	0	0.0	1	3.6	0	0.0	0	0.0		
	一般国道444号	小城市芦刈町 永田	小城市芦刈町 永田	0.3	19	13	68.4	0	0.0	0	0.0	6	31.6	0	0.0		
	一般国道444号	小城市芦刈町 永田	小城市芦刈町 三王崎	1.8	92	86	93.5	0	0.0	5	5.4	1	1.1	0	0.0		
	一般国道444号	小城市芦刈町 三王崎	小城市芦刈町 三王崎	0.3	3	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道444号	小城市芦刈町 三王崎	小城市芦刈町 三王崎	0.9	35	34	97.1	0	0.0	1	2.9	0	0.0	0	0.0		
	一般国道444号	小城市芦刈町 三王崎	小城市芦刈町 三王崎	0.6	7	6	85.7	0	0.0	1	14.3	0	0.0	0	0.0		
	一般国道444号	小城市芦刈町 下古賀	小城市芦刈町 下古賀	0.2	7	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀外環状線	小城市三日月町 金田	小城市三日月町 金田	0.7	35	34	97.1	0	0.0	0	0.0	1	2.9	0	0.0		
	佐賀外環状線	小城市小城市町	小城市小城市町	0.5	96	96	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀外環状線	小城市小城市町	小城市三日月町 織島	1.6	188	188	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀外環状線	小城市三日月町 織島	小城市三日月町 織島	1.4	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
			合 計		26.7	1,893	1814	95.8	37	2.0	32	1.7	10	0.5			
	嬉 野 市	一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	1.7	100	81	81.0	0	0.0	2	2.0	17	17.0	0	0.0	
		一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.9	185	185	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	1.3	271	271	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字不動山	1.3	58	45	77.6	0	0.0	0	0.0	13	22.4	0	0.0	
		一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字不動山	嬉野市嬉野町 大字若屋川内	0.3	8	8	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		一般国道34号	嬉野市嬉野町 大字若屋川内	嬉野市嬉野町 大字不動山	2.3	28	28	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		一般国道498号	嬉野市塩田町 大字馬場下	嬉野市塩田町 大字馬場下	0.8	38	38	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		一般国道498号	嬉野市塩田町 大字馬場下	嬉野市塩田町 大字久間	0.7	46	20	43.5	0	0.0	25	54.3	1	2.2	0	0.0	
		一般国道498号	嬉野市塩田町 大字久間	嬉野市塩田町 大字久間	3.2	79	53	67.1	0	0.0	22	27.8	4	5.1	0	0.0	
		佐佐保嬉野線	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.4	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		佐佐保嬉野線	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	2.1	29	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		佐佐保嬉野線	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.3	42	42	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		嬉野塩田線	嬉野市嬉野町 大字下宿	嬉野市塩田町 大字大草野	1.1	95	80	84.2	0	0.0	12	12.6	3	3.2	0	0.0	
嬉野塩田線		嬉野市塩田町 大字大草野	嬉野市塩田町 大字馬場下	4.1	64	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
嬉野塩田線		嬉野市塩田町 大字馬場下	嬉野市塩田町 大字馬場下	1.9	102	102	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
鹿島嬉野線		嬉野市塩田町 大字谷所	嬉野市塩田町 大字谷所	0.4	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
鹿島嬉野線		嬉野市塩田町 大字谷所	嬉野市塩田町 大字谷所	0.9	19	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
鹿島嬉野線		嬉野市塩田町 大字谷所	嬉野市塩田町 大字谷所	0.8	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
鹿島嬉野線		嬉野市塩田町 大字吉田	嬉野市嬉野町 大字吉田	3.2	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
鹿島嬉野線		嬉野市嬉野町 大字吉田	嬉野市嬉野町 大字下野	2.7	59	59	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
鹿島嬉野線		嬉野市嬉野町 大字下野	嬉野市嬉野町 大字下宿	0.7	36	36	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
		合 計		31.1	1332	1233	92.6	0	0.00	61	4.58	38	2.85				
神 埼 市		一般国道34号	神崎市神崎町 田道ヶ里	神崎市神崎町 田道ヶ里	0.4	20	16	80.0	4	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		一般国道34号	神崎市神崎町 田道ヶ里	神崎市神崎町 田道ヶ里	0.4	35	30	85.7	5	14.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		一般国道34号	神崎市神崎町 田道ヶ里	神崎市神崎町 田道ヶ里	0.5	54	46	85.2	6	11.1	0	0.0	2	3.7	0	0.0	
		一般国道34号	神崎市神崎町 田道ヶ里	神崎市神崎町 本告牟田	1.0	123	106	86.2	15	12.2	0	0.0	2	1.6	0	0.0	
	一般国道34号	神崎市神崎町 本告牟田	神崎市千代田町 境原	3.9	277	160	57.8	62	22.4	0	0.0	55	19.9	0	0.0		
	一般国道264号	神崎市千代田町 下西	神崎市千代田町 餘江	0.6	71	71	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道264号	神崎市千代田町 餘江	神崎市千代田町 境原	0.7	71	71	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道264号	神崎市千代田町 境原	神崎市千代田町 直島	2.2	121	121	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道264号	神崎市千代田町 直島	神崎市千代田町 嘉納	0.3	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道264号	神崎市千代田町 嘉納	神崎市千代田町 下板	1.7	57	53	93.0	0	0.0	0	0.0	4	7.0	0	0.0		
	一般国道264号	神崎市千代田町 下板	神崎市千代田町 下板	1.1	38	37	97.4	0	0.0	0	0.0	1	2.6	0	0.0		
	一般国道385号	神崎市千代田町 迎島	神崎市千代田町 迎島	1.6	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	一般国道385号	神崎市千代田町 迎島	神崎市千代田町 下板	2.1	11	10	90.9	0	0.0	0	0.0	1	9.1	0	0.0		
	佐賀川久保鳥栖線	神崎市神崎町 尾崎	神崎市神崎町 城原	2.3	98	91	92.9	4	4.1	0	0.0	3	3.1	0	0.0		
	佐賀川久保鳥栖線	神崎市神崎町 城原	神崎市神崎町 城原	0.6	83	76	91.6	7	8.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀川久保鳥栖線	神崎市神崎町 城原	神崎市神崎町 的	1.1	12	7	58.3	5	41.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀川久保鳥栖線	神崎市神崎町 的	神崎市神崎町 的	0.2	10	8	80.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0	0	0.0		
	佐賀川久保鳥栖線	神崎市神崎町 的	神崎市神崎町 志波屋	1.4	43	41	95.3	2	4.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀外環状線	神崎市神崎町 横武	神崎市神崎町 本告牟田	2.3	21	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀外環状線	神崎市神崎町 本告牟田	神崎市神崎町 枝ヶ里	0.3	30	30	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀外環状線	神崎市神崎町 枝ヶ里	神崎市神崎町 神崎	0.3	21	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀外環状線	神崎市神崎町 神崎	神崎市神崎町 神崎	0.6	115	115	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀外環状線	神崎市神崎町 本告牟田	神崎市神崎町 本告牟田	1.3	23	22	95.7	1	4.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀外環状線	神崎市神崎町 本告牟田	神崎市千代田町 姉	0.8	41	41	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀外環状線	神崎市千代田町 姉	神崎市千代田町 直島	1.5	50	50	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	佐賀外環状線	神崎市千代田町 境原	神崎市千代田町 餘江	0.7	77	74	96.1	0	0.0	3	3.9	0	0.0	0	0.0		
			合 計		29.9	1524	1340	87.9	111	7.3	3	0.2	70	4.6			
	市 合 計					414.4	26,064	24,636	94.5	488	1.9	501	1.9	441	1.7		
	總 計					493.5	29,930	27,990	93.5	815	2.7	501	1.7	626	2.1		

(2) 騒音・振動の対策

① 騒音に係る環境基準の類型指定

騒音に係る環境基準は、「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準」として定められており、県では、町の区域における、「騒音に係る環境基準」の地域類型指定を都市計画法の用途地域(工業専用地域を除く)の定めのある地域について行っています。なお、県内の市の区域については、市長が「騒音に係る環境基準」の地域類型指定を行っています。

令和4年3月末現在、「騒音に係る環境基準」の類型指定がなされている町は、基山町、有田町の2町となっています。

② 騒音規制法及び振動規制法による規制

本県では、騒音規制法及び振動規制法に基づき、県内の町の全域又は一部の地域を「規制地域」として指定しています。なお、県内の市の区域については、市長が指定を行っています。

騒音規制法及び振動規制法に基づく届出事務等は、市町の事務となっており、各市町において規制基準の遵守等を指導しています。

なお、令和3年度において、特定工場及び特定建設作業ともに改善勧告等を行った事例はありませんでした。

③ 佐賀県環境の保全と創造に関する条例による規制

本県では、騒音規制法の指定地域において、佐賀県環境の保全と創造に関する条例により、コンクリートブロックマシンとクーリングタワー(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)を設置する工場又は事業場(騒音規制法の特定工場等を除く。)についての「横出し規制」及び拡声機の使用についての規制を実施しています。

④ 市町が行う業務への支援

本県では、市町が行う騒音規制法、振動規制法等に基づく工場・事業場への規制・指導及び生活騒音等の規制のない騒音・振動についての県民や事業者への指導について、騒音・振動・悪臭規制マニュアルの配布、研修会の開催等の支援を行っています。

⑤ 自動車騒音対策

自動車騒音対策については、毎年度、県及び市町で実施した測定結果を取りまとめて、関係機関等への周知を図っています。

騒音規制法では、市町村長は測定結果に基づき、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置の要請、又は関係機関等に対して道路構造の改善などについて意見を述べることができるとされています。

なお、令和3年度において、要請等を行った事例はありませんでした。

⑥ 新幹線鉄道騒音対策

i. 環境基準と類型指定

鳥栖市を通過する九州新幹線鹿児島ルート沿線地域並びに武雄市及び嬉野市を通過する九州新幹線西九州ルート沿線地域に関して、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を当てはめる地域を指定しています。(平成 24 年 3 月 30 日佐賀県告示第 120 号)

表 2-2-25 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 資料：環境省

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

類型 I：住居の用に供される地域

類型 II：商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

ii. 調査結果

本県では、平成 23 年の九州新幹線鹿児島ルートの全線開通後、鳥栖市の沿線地域において、騒音及び振動の状況を測定しています。

令和 3 年度の測定結果は、表 2-2-26 のとおり、2 地点ともに騒音に係る環境基準値及び振動対策に係る勧告の指針値を達成しています。

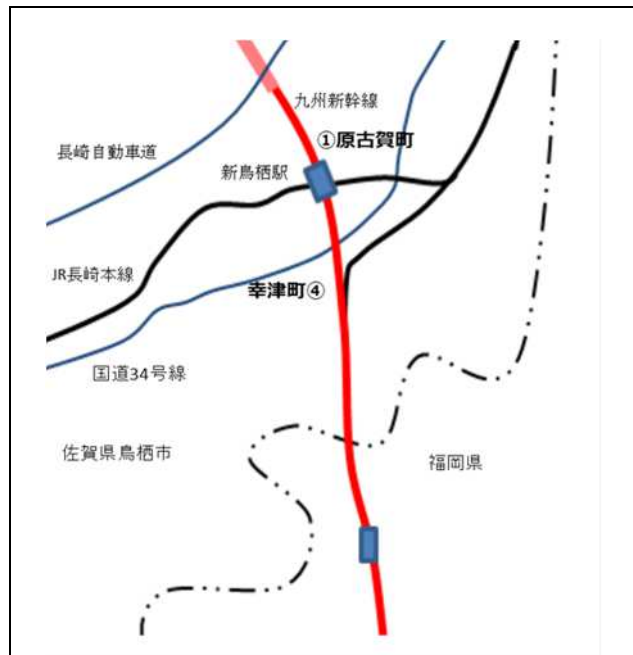
表 2-2-26 令和 3 年度新幹線鉄道の騒音及び振動調査結果 資料：環境課

地点番号	測定地点	測定地点側の軌道 (上下の別)	地域類型	騒音評価値 (dB)	振動評価値* (dB)
①	鳥栖市 原古賀町	下	I	69	41
④	鳥栖市 幸津町	上	I	69	38

※新幹線鉄道振動については、次のように指針が定められています。

- (1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70 デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

図 2-2-15 九州新幹線鹿児島ルートへの調査地点 資料：環境課

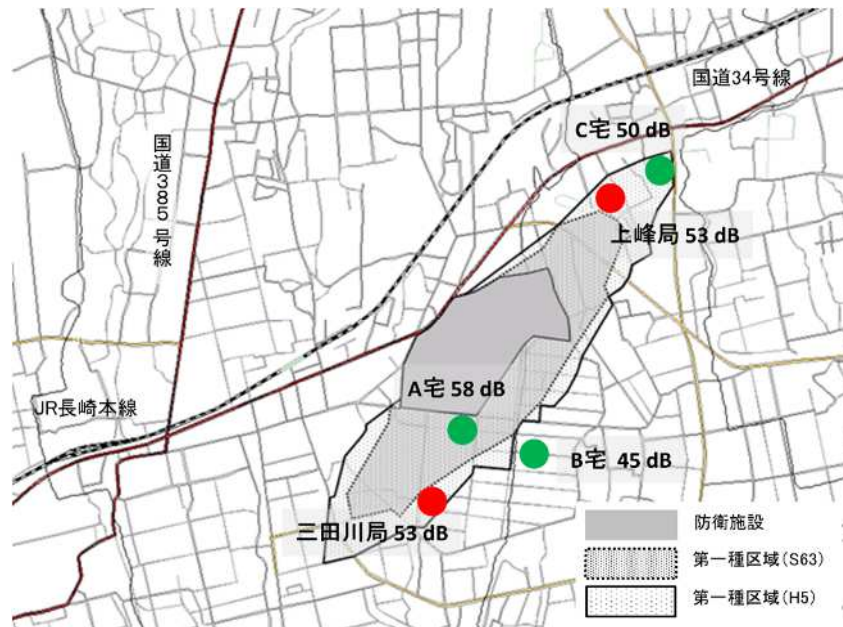


⑦ 航空機騒音対策

i. 目達原飛行場周辺地域

目達原飛行場周辺地域における航空機騒音対策については、航空機騒音の定期的な監視測定を実施しています。

図 2-2-16 令和3年度目達原飛行場周辺地域騒音測定結果 資料：環境課



※ 第一種区域：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき第一種区域に指定された区域（区域指定に係る基準値： L_{den} 62dB（旧基準値 WECPNL 75dB））

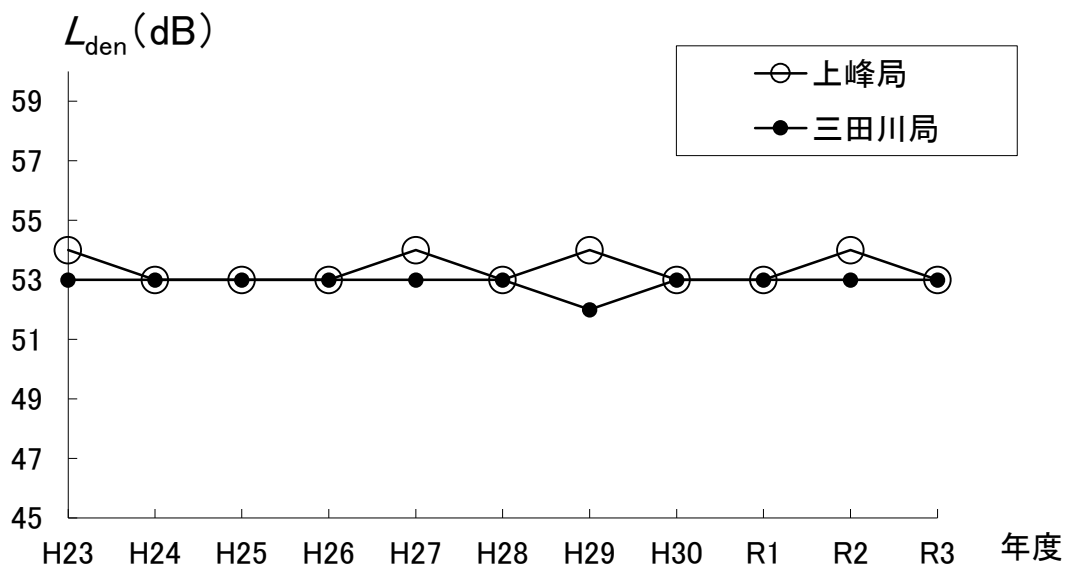
表 2-2-27 令和 3 年度目達原飛行場周辺地域騒音測定結果

資料：環境課

	測定地点	L_{den}	WECPNL
通年測定 (年間値)	三田川局	53	65
	上峰局	53	66
短期測定 (長期平均時間帯補正 等価騒音レベル)	A 宅	58	72
	B 宅	45	56
	C 宅	50	62

※航空機騒音に係る環境基準が改定され、平成 25 年 4 月 1 日より航空機騒音の評価の方法が、WECPNL から L_{den} に変更されましたが、経年変化を調べるために WECPNL での算出も行いました。

図 2-2-17 目達原飛行場周辺地域における通年測定結果の経年変化 資料：環境課



ii. 佐賀空港周辺地域

佐賀空港周辺地域における航空機騒音対策については、環境基準に係る類型指定は行っていないが、空港に近接する住宅地において航空機騒音の監視測定を実施しています。測定は 2 地点/年行い、全 4 地点を 2 年でローテーションしています。

表 2-2-28 航空機騒音に係る環境基準

資料：環境省

地域の類型	基準値
	L_{den}
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

図 2-2-18 令和 3 年度佐賀空港周辺地域騒音測定結果

資料：環境課



表 2-2-29 令和 3 年度佐賀空港周辺地域騒音測定結果

資料：環境課

地点名	測定場所	地域類型	今回（令和 3 年度） L_{den} (dB)
小々森	川副町小々森	無し	32
大託間	川副町大託間	無し	32

* 冬季の測定について、測定不備により連続 7 日間の測定ができなかったため参考値

4 光害対策

夜間の過剰な照明は、周辺の生活環境や生態系へ悪影響となります。

佐賀県環境の保全と創造に関する条例において、日常生活における環境への配慮として、

- ・ 何人も、照明器具を使用するときは、周辺の生活環境への影響に配慮するよう努めなければならない
- ・ 何人も、照明器具を使用するときは、周辺の野生動植物の生息又は生育への影響に配慮するよう努めなければならない

と定めています。

また、事業者に対して、

- ・ 事業者は、屋外においてサーチライト、レーザー等の投光器を、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、規則で定める場合（(1)法令の規定に基づき使用する場合（2）教育、試験研究又は学術研究のために使用する場合（3）犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為のために使用する場合(4)祭典等の催事の際に、直ちに撤去し、又は移動できる施設により一時的に使用する場合(営利を目的として誘客又は宣伝のために行うものを除く。))は、この限りでない。

と定めています。